

令和6年度

事業計画書



社会福祉法人
目黒区社会福祉事業団

目 次

第 1	基本方針	1
第 2	経営理念	1
第 3	経営目標	2
第 4	組織図	3
第 5	職員配置表	4
第 6	重点的な取り組み	5
第 7	全施設・事業共通の取り組み	7
第 8	総務部	10
第 9	特別養護老人ホーム	14
第 10	在宅ケア多機能センター	23
第 11	ケアプランセンター	32
第 12	心身障害者センターあいアイ館	35
第 13	かみよん工房	41
第 14	大橋えのき園	45
第 15	下目黒福祉工房	49
第 16	のぞみ寮	53
第 17	みどりハイム	56
第 18	西部包括支援センター	61

第1 基本方針

当事業団では、平成30年2月に「第三次経営計画」（平成30年度～令和10年度）を策定し、同計画に基づく取り組みを進めてきました。

主なものとしては、自主事業として、さんホーム目黒（特別養護老人ホーム）を令和3年8月に開設させると同時に、目黒区による改修工事のため特別養護老人ホーム中目黒を休止し、この間、事業再開に向けた準備を目黒区と連携して行い、改修工事竣工後の令和5年3月に予定どおり同ホームの事業を再開することができました。

しかし、一方で、令和2年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響は4年目となる令和5年度にも及び、同感染症の取り扱いが同年5月には「2類相当」から「5類」に移行となりましたが、特養ホームをはじめ依然として感染者が発生したため、当事業団では引き続き感染対策を実施し、予防に努めてきました。

この間、施設での日常的なレクリエーションや行事、地域活動も感染拡大の状況により一定の制限をせざるをえませんでした。施設、職員の工夫により代替措置を講じるなどして、できるだけサービスの質を維持するよう努めてきました。

また、在宅ケア多機能センターの利用率の伸び悩み、地域包括支援センターの2か所の指定管理終了、新設のさんホーム目黒の竣工が1年遅れたことによる影響に加え、新型コロナの4年に及ぶ影響で特別養護老人ホーム等の利用率の減少やその後生じた国際情勢の変化に伴う物価の上昇などにより、各年度の収支状況及び財務基盤に多大な影響をおよぼしたため、「第三次経営計画」で策定した収支計画を見直す必要が生じました。

そこで、同計画の見直しを行うため、令和4年度からプロジェクトチームを立ち上げ、安定した法人、事業運営の早期の回復に向けて同計画の見直しを行うとともに、必要な事項は目黒区と協議を重ね、令和6年2月に改定案を作成しました。

このような状況下ではありますが、令和6年度は、新型コロナの感染対策を継続しながらも、利用者の皆様にコロナ禍以前のサービスを提供し、利用者の皆様に安心してご利用いただくとともにご満足いただけるよう、各施設、職員で創意・工夫して取り組んでいきます。

また、各施設、事業において、収支改善に向け利用率の向上に努めるなど、改定後の「第三次経営計画」の見直し項目について、着実に取り組みを進めていきます。

新たな事業として、令和5年度に行われた公募の結果、当事業団が指定管理者として選定された、障害者グループホーム「目黒区立のぞみ寮」の運営を令和6年度から開始します。

第2 経営理念

当事業団は、その存在意義、使命、職員の行動規範となる原理・原則として「経営理念」を次のとおり定めています。

目黒区社会福祉事業団は、**個人の尊厳を大切に**し、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、**地域で最も信頼され、喜ばれるサービスの提供**を、**効率的で柔軟かつ健全な経営**をもって行うことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

目黒区の出資により設立された当事業団は目黒区の地域福祉増進の一翼を担う存在であるという自覚のもと、人権を尊重することを何よりも大切にし、あらゆる場面においてノーマライゼーションの理念を徹底することを基本とします。

また、サービスの提供に際しては、常に利用者お一人おひとりに安心かつ満足していただける質の高いサービスを追求するとともに、地域で必要とされるサービスや制度の狭間にあるニーズを把握し、新たなサービスの提供につなげていきます。

こうした取り組みを当事業団のあらゆる資源の活用により、前例にとらわれず効率的・効果的に行い、地域に愛され親しまれる法人運営・施設運営を目指します。

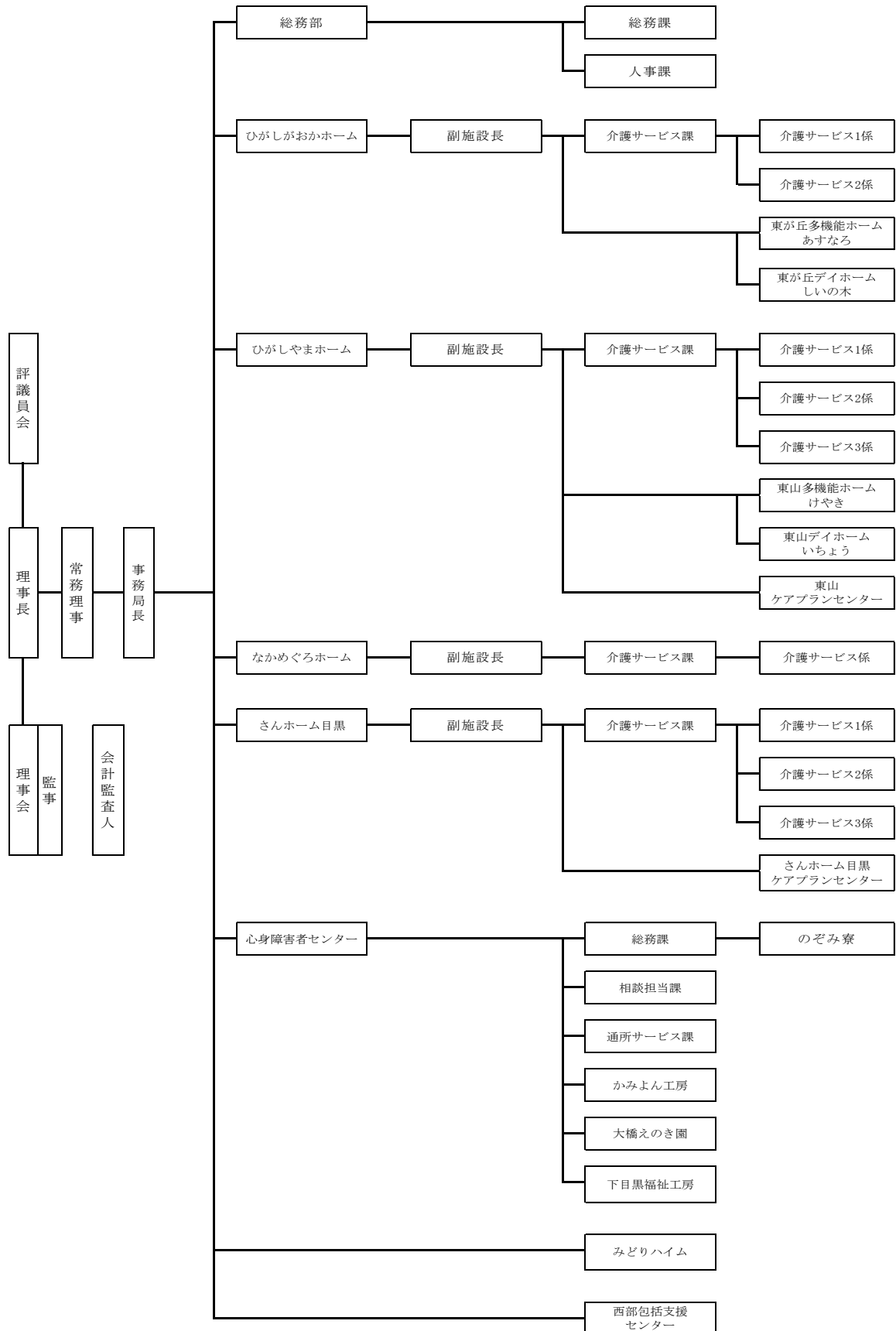
第3 経営目標

経営理念を実現するため当事業団が目指す基本的な目標として「経営目標（平成30年度～令和10年度）」を次のとおり定めました。なお、状況の変化により必要が生じた場合は、目標年次前においても見直しを行います。

経営理念	経営目標
個人の尊厳を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念に基づいたサービスを提供します。 ・一人ひとりの立場や個性を大切にし、自立した生活につながるよう支援します。 ・プライバシーを尊重した支援を行います。
地域で最も信頼され、喜ばれるサービスを提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と家族に満足していただける安全・安心なサービスを提供します。 ・職員の専門的な知識や技術を高め、サービスの質の向上を図ります。 ・区立施設の役割を果たすと同時に、社会の要請に応じた柔軟なサービスを提供します。 ・地域のニーズを的確に捉え、地域共生社会の実現及び地域包括ケアの推進に向けた取り組みを進めます。
効率的で柔軟かつ健全な経営を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します。 ・施設規模や事業内容に応じた適正な経費による施設運営を行い、新たに開始する自主事業等の運営を早期に安定化させることにより、経営基盤の強化を図ります。 ・ワークライフバランスへの配慮や働きやすい職場環境を提供するなど、人材の確保・定着・育成への取り組みを強化します。 ・職員の法令遵守や業務改善意識を高めるとともに、内部管理体制の整備や積極的な情報公開を行うなど、透明性の高い法人経営を行います。

第4 組織図

令和6年4月1日



第5 職員配置表

令和6年4月1日

配置先		職務等															
		施設長・所長	事務・福祉	介護士	生活相談員	包括(社福・ケアマネ・主任ケアマネ)	生活支援員	相談支援(専門)員	少年指導員	母子支援員	心理	看護師・保健師	等 (P.T・O.T・S.T)	機能訓練指導員	栄養士	運転手・添乗員	計
総務部	正		11														11
	ス		1														1
特別養護老人ホーム東が丘	正	1	2	36	2							4	1	1			47
	ス		1	9								1			1		12
特別養護老人ホーム東山	正	1	3	47	3							4	1	1			60
	ス		1	11								2	1		1		16
特別養護老人ホーム中目黒	正	1	1	22	1							2	1	1			29
	ス		1									2			1		4
さんホーム目黒	正	1	2	45	2							3	1	1			55
	ス			13								2			4		19
東が丘多機能ホームあすなる	正	1		7													8
	ス			3								1			2		6
東が丘デイホームしいの木	正	1		2	1												4
	ス			3								1			4		8
東山多機能ホームけやき	正	1		7													8
	ス			3								1			2		6
東山デイホームいちろう	正	1		2	1												4
	ス			3								1			4		8
心身障害者センター	正	1	2				18	6				4	1	1			33
	ス						3			1	2	2			1		9
かみよん工房	正	1					8										9
	ス		1				1								1		3
大橋えのき園	正	1					13										14
	ス		1				4					1					6
下目黒福祉工房	正	1					14										15
	ス		1				2							1			4
のぞみ寮	正	1					3										4
	ス																0
みどりハイム	正	1							7	1							9
	ス																0
西部包括支援センター	正	1				10						3					14
	ス					1											1
東山ケアプランセンター	正				4												4
	ス																0
さんホーム目黒ケアプランセンター	正				4												4
	ス																0
計	正	15	21	168	18	10	56	6	7	1	20	5	5	0			332
	ス	0	7	45	0	1	10	0	0	1	14	3	1	21			103
令和5年4月1日現在	正	14	17	168	19	11	53	5	7	1	18	5	5	0			323
	ス	0	8	50	0	2	10	0	0	1	14	3	1	23			112

注) 1 「正」は正規職員の略です。
 2 「ス」は契約職員(スタッフ)の略で、嘱託医を含みません。

第6 重点的な取り組み

事業団は、目黒区の福祉の向上に寄与することを目的として設立された社会福祉法人として、令和6年度において、次に掲げる事項に重点的に取り組みます。

1 個人の尊厳を大切に、満足していただける安全・安心なサービスの提供

特別養護老人ホーム、在宅ケア多機能センターでは、感染予防を継続しながら、ご家族等も参加できる行事や活動の再開に向け内容を見直していきます。職員が介護困難な場面に遭遇した際、チームで対応、解決ができるよう、チームリーダーのスキルアップに取り組み、チーム力の向上を図ります。障害者施設では、利用者の高齢化等障害状況の変化に応じた作業環境と活動内容を整備し、利用者の希望等をもとに作業班編成を毎年検討し、個々の能力や適性に応じたサービス提供を行います。

みどりハイムでは、昨年度作成した「子どもの安全計画」の定着を図ります。また、家計相談支援に関するマニュアルを作成し、母子世帯の自立に向けた支援を強化します。

その他の施設・事業でも、定期的な人権研修の実施などにより、虐待防止を含めた人権尊重への取り組みを継続します。

新型コロナについては、その取り扱いが「第5類」に変更されましたが、当事業団では引き続き目黒区、保健所並びに目黒区医師会等の関係機関と連携し、全施設・事業において、予防対策を行い、利用者の皆様がサービスを安定的・継続的にご利用いただけるよう取り組みます。

2 区立施設としての役割を果たすとともに、地域共生社会の実現を目指す取り組み

特別養護老人ホーム、在宅ケア多機能センターでは、大規模災害対策計画に基づいた具体的なBCP（業務継続計画）を作成し、訓練を実施します。また、ボランティア活動を再開するため、ボランティア・区民活動センターと連携し、環境を整えていきます。

ケアプランセンターでは、昨年度から事業所を2か所に再編し、各センター4人体制に変更しました。今年度は、その効果を発揮して、安定した事業運営、利用率の向上に取り組んでいきます。

心身障害者センターでは、活動見学会や障害施設バスツアーの実施等により、事業のPRの機会を増やし、利用者の獲得に努めます。かみよん工房では高齢化・重度化による、障害状況の変化に対応するため、作業の見直しや新しい作業の提供を行い、利用者が力を発揮できる環境を作ります。大橋えのき園では、地域住民との交流、地域イベントに積極的に参加し、自主生産品を通じての施設の認知度向上に努めます。下目黒福祉工房では、刺繍作品や乾燥野菜を材料にした商品の開発を推進し、工房前での自主生産品の販売や地域行事などの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。新たに受託した知的障害者グループホームのぞみ寮は、利用者が安心できる生活を維持しつつ、さらに充実した生活を送れるよう支援します。

みどりハイムでは、退所世帯も含め、地域で生活するひとり親家庭へ支援について、地域の関係団体の協力を得ながら進めていきます。

西部包括支援センターでは、地域住民の新たな居場所の創設に積極的に取り組み、地域活動に活用します。地域の様々な団体や関係機関と連携し、地域ケア会議を充実させ、地域課題の発見と解決策を検討し、新たな社会資源の開発に取り組みます。

3 質の高いサービスを安定的に提供できる人材の確保・定着・育成

採用が困難な介護士の確保は、昨年度に引き続きインターネット（Web）を活用した説明会、応募受付、面接などを継続し、対面での活動との併用など、就職活動者のニーズにあった採用活動を継続します。また、インターンシップや施設見学の積極的な実施、就職フェアへの出展も継続していきます。特定技能（介護）等に該当する海外人材の受け入れを継続して行います。

令和5年度の後半に試行的に導入を開始した、多様な働き方の希望に応じた職層（サービス専門職B）の導入を6年度から本格化し、「仕事と生活の調和」に配慮した介護人材の確保に取り組みます。

職員の育成については、職層に応じた研修を計画的に実施し能力向上を図ります。外部研修の参加に際しては、コロナ禍において導入されたインターネット（Web）による受講及び再開した対面受講を併用し、効率効果的な受講体制により実施します。各施設において利用者への介護支援及び相談支援技術等の向上を図るためのOJTを引続き、丁寧に行います。

労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを毎年実施し、メンタルヘルス不調の自覚のない職員の発見、対応を行っています。また、当事業団の目標管理や自主申告制度で上司、施設長が職員と個別にヒアリングを行い、コロナ禍等による精神的負荷などについても引続き相談を受けるなど、不調の未然防止に努めています。

4 効率的で安定した事業運営と法人の経営基盤の強化

平成29年度に策定した第三次経営計画では、本部運営費補助金等の見直しや高齢者施設の指定管理料の見直しなどを盛り込んだ収支計画を作成しましたが、在宅ケア多機能センターの利用率の伸び悩み、地域包括支援センターの2か所の指定管理終了、加えて令和2年初頭に発生した新型コロナの3年余に及ぶ感染拡大の影響等を受けたこと、また、新設のさんホーム目黒の竣工が、国による既存建物の解体工事の遅れにより1年遅れたため、「第三次経営計画」で策定した収支計画の見直しが必要となり、令和4年度に検討チームを立ち上げ、その後、組織・人員配置と人事・給与制度の見直しPTに分化して見直しを行うとともに、必要な事項は目黒区と協議を重ね、令和6年2月に改定案を作成しました。

令和6年度からは、改定後の「第三次経営計画」において策定した、特養ホームをはじめとする各施設、事業における利用率の向上等により収入増を図ることなどを盛り込んだ収支計画の見直し項目を着実に実施するとともに、毎年度一定の繰越金を留保することにより法人の財務基盤の安定化を図ります。

第7 全施設・事業共通の取り組み

施設長は経営における社会的責任を自覚し、施設が目指す目標の実現に向けてリーダーシップを発揮し、法人の経営理念、経営方針及び経営目標を明示するとともに、職員に周知徹底を図り円滑な業務遂行に向け、以下の取り組みを行います。

1 運営管理

(1) 会議

利用者のニーズに応え、合理的な施設の管理運営を図るため、各種会議を通じて積極的な意見交換や検討を行い職員の意見を反映させながら施設運営を行います。

(2) 委員会

利用者サービスの向上と業務の見直しをするために各種委員会を設置します。その中で問題解決に向けて各委員会の担当職員が主体的に調査、検討、実施します。

(3) 福祉サービス第三者評価

サービスの改善に資するため、第三者評価を定期的に受審します。評価の結果、指摘を受けた課題について解決・改善に向け取り組み、また、実施できている項目は維持するよう努めます。

(4) 苦情、要望

事業所ごとに、サービス内容に関する相談や苦情の窓口及び責任者を設置し、要望・苦情等に速やかに対応します。

さらに、法人に苦情解決第三者委員を設置し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。

(5) 個人情報保護

事業団の「個人情報保護規程」及び目黒区との「施設の管理の業務に係る個人情報取扱覚書」に基づき、個人情報に関する帳票及び管理体制などの点検を実施し、各施設における個人情報保護の徹底に努めます。

特定個人情報（マイナンバー）については、事業団の「特定個人情報取扱規程」及び目黒区との委託契約における仕様に基づき、適切に取り扱います。

(6) 防災対策

防災計画は、火災や地震などを想定して策定し、定例的な訓練及び地元町会などと共同した総合防災訓練を実施します。

事業団では、大規模災害発生時に、利用者の安全を図るとともに、事業の維持・継続に向け速やかに行動できるよう「大規模災害対策計画」を策定しています。同計画に基づき、訓練・研修等を計画的に実施します。

(7) 地域との交流

地域住民や学校などからの施設行事などへの参加や体験学習、施設見学を積極的に受け入れます。さらに、施設利用者が地域行事へ参加し地域との交流を深めます。

また、地域の人や関係機関を対象に、施設の機能や専門性を活かした事業（家族介護教室、いきいきサロン・会食サービス、地域はつらつセミナー、活動場所の提供、講師派遣など）を行います。

(8) ボランティアの受け入れ

ボランティアが継続的に活動できるように、さらに、積極的に受け入れられるよう態勢を整備します。また、利用者・ボランティア双方にとってよい機会となるようにサポートしていきます。

(9) 実習生の受け入れ

福祉人材の育成は、社会福祉法人の重要な役割と認識し、介護福祉士などの実習生を積極的に受け入れ、人材育成に努めます。

(10) 情報発信

サービス内容や行事並びに事業報告書や決算報告書などは、各施設での掲示や窓口配布、関係機関への送付など、わかりやすく説明するとともに、積極的に情報開示します。

また、ホームページ等を活用してタイムリーな情報発信に努めます。

(11) 職員提案制度

職員個々が持つ能力や創意工夫を最大限に引き出し、利用者サービスの向上と効率的な事業運営を図ります。

2 職員育成・管理

(1) 目標管理・人事考課制度

「よりよい仕事をするための仕組み」として「目標管理制度」を引続き実施します。面談を通じて、職員と上司とで目標を共有することで、やる気や取組み、人材育成や能力開発、人材の定着に活かします。「人事考課制度」については、職員配置、管理スパン等組織の状況等を踏まえ、実施方法等について見直しの検討を行います。

(2) 研修（専門研修）

各施設では、職員の資質向上のため、契約職員・新任職員研修や専門研修を施設内で実施するとともに、東京都社会福祉協議会などが開催する研修にも積極的に参加します。

介護職の無資格者に対しては、補助金を活用した介護職員初任者研修等の受講、資格取得を促進します。また、日常の職務を通して OJT に努めます。

(3) 健康管理

職員に対し、定期健康診断（夜勤従事者は年2回）及び婦人科健診を実施するとともに、直接処遇職員（介護・看護・生活支援員等）については、腰痛健診を年2回（新規配属時には別途1回）実施し、腰痛予防に努めます。

労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施します。

また、各施設において衛生委員会を設置または衛生推進者を選任し、職員の健康保持と職場環境の整備を図ります。

3 利用者サービス

(1) 人権意識の徹底

身体拘束等のない利用者の人権を尊重したサービスを提供するとともに、虐待防止法に基づきサービス提供の中で虐待を発生させない仕組みを整備し、虐待の防止に取り組みます。

(2) プライバシー保護の徹底

各施設における介護・支援・相談などは、利用者のプライバシーの保護を徹底します。

(3) 安心・安全なサービス提供

利用者が安心して施設を利用できるよう環境整備・衛生管理を行うとともに、安全な介助のために効果的に福祉機器を活用します。

また、事故記録の分析による予防対策及び危機対応マニュアルの活用により、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症対策に努めます。

第8 総務部

総務部は、事業団の効率的かつ健全な運営を図るため、法人本部としての機能を果たすとともに各施設間の連絡・調整を行います。

1 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 区との協議に基づき、本部運営補助や指定管理料の見直しを実施し、財務基盤の強化を図ります。

実施内容	方法
収支計画に基づき、財務運営の自立化を進めていきます	改定後の第三次経営計画の収支計画に基づき、令和6年度から財務運営の自立化に向けた各取り組みを開始します。
事業収益による本部運営への転換を図っていきます	事業収益の確保に向けては、各施設、事業の利用率の段階的な向上による事業収入の増を図り、又組織、人員配置の見直し等により人件費を縮減することなどにより収支を改善し、本部運営経費が賄えるようにします。
将来の退職手当支払いに必要な資金を確保していきます	上記の取り組みに際しては、年度単位で段階的に行うため、区からの本部運営補助金（退職手当分を含む。）及び施設運営に係る指定管理料は、事業収益の確保計画と連動させる必要があるため、区と協議の上実施時期、額等を年度単位で段階的に変更することで財務基盤の安定化を図ります。

- ② 適正な人件費の確保を図ります

実施内容	方法
業務内容に応じた適正な人員配置に努めます。	財務基盤の安定化に向けて改定した「第三次経営計画」の内容に基づき、令和6年度から、組織体制をより効率、効果的な組織とするため、経営本部制の廃止や副施設長の新設など新組織体制に移行し、各施設、事業の円滑な運営を行うとともに、同計画の進捗状況を適宜把握し、着実に推進していきます。

- ③ 自主事業、新規施設の安定的な運営を目指します。

実施内容	方法
区立特別養護老人ホームの運営において、収入の確保と経費の縮減を計画的に行っていきます	令和6年度以降はコロナ禍以前の利用率に早急に回復させ、段階的な利用率の向上を図るとともに、経費縮減に向けた職員配置、委託経費の見直しを行います。また、指定管理料についても、必要経費について区とも協議の上再算

	<p>定し、計画的に収支を改善させ、安定した事業運営を目指すことから、同取り組みを支援します。</p>
<p>「目黒区立のぞみ寮」の円滑な事業開始及び安定的な運営を支援します</p>	<p>令和 6 年 4 月から新たな指定管理者として運営を開始する「のぞみ寮」について、円滑な事業開始及び安定した運営の実現に向け支援します。</p>
<p>地域包括支援センター事業委託事業者の公募への応募を積極的に行います</p>	<p>現在、目黒区から委託を受け運営している西部地域包括支援センターの委託期間が令和 6 年度で終了となることに伴い、次期（令和 7～11 年度）委託事業者の公募が 6 年度に実施されるため、同センターの受託継続に向け応募準備、応募を支援します。</p> <p>また、同センター以外の 4 地区の包括支援センターも同時に公募となることから、新規事業獲得に向け応募する場合は積極的に支援します。</p>

④ 計画的な人事管理に努めます

実施内容	方法
<p>介護人材の確保に努めます</p>	<p>人材確保に向け令和 5 年度に引き続き、新卒や未経験者の早期戦力化のため、外部実習や初任者・実務者研修などの配属前受講など適切に実施していきます</p> <p>特定技能（介護）等に該当する海外人材の受け入れを継続して行います。</p>
<p>職員の定着・育成に努めます</p>	<p>令和 5 年度に引き続き、人材確保 PT 及び職員参加による採用チームと連携して人材確保策を実施します。</p> <p>インターネット（Web）、LINE（SNS）を活用した、説明会、応募受付、面接などを継続するとともに、再開した対面式の就活と併用し、就職活動者のニーズにあった採用活動を行います。また、インターンシップや施設見学の積極的な実施、就職フェアへの出展も継続していきます。</p> <p>職員の育成については、年間研修計画に基づき職層研修等を実施するとともに、OJT 及び目標（業務）管理制度の活用を図ります。</p> <p>令和 5 年度の後半に試行的に導入を開始した、多様な働き方の希望に応じた職層（サービス専門職 B）の導入を 6 年度から本格化し、「仕事と生活の調和」の実現に配慮した介護人材の確保に取り組めます。</p> <p>職員の定着や働きやすい職場づくりのための福利厚生や身体への負担軽減措置等への提案を行うとともに実施に繋げていきます。</p>

ストレスコントロール、腰痛防止など職員の心身の健康管理に努めます	労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施します。また、制度の周知や産業医との連携を行い、職員のメンタルヘルス不調の未然防止に努め、対応していきます。
----------------------------------	---

⑤ 積極的に情報を提供し、十分な説明責任を果たします

実施内容	方法
ホームページの活用等、情報を可能な限り提供し、タイムリーな情報の発信を行います	ホームページを通じて、施設での利用者の生活状況や活動状況を知ることができるよう、情報更新を適宜に行う、又内容が陳腐化していないかのチェックを行うなど充実を図ります。

⑥ 法人として適正な業務を実施していくための取り組みを強化します

実施内容	方法
新型コロナの取り扱いが変更されたことに伴う影響を検討し、適切な対応を行います	新型コロナの取り扱いが、令和5年5月に「2類相当」から「5類」に移行しましたが、利用者の皆様が安心して利用出来るよう引き続き予防対策の徹底を図るとともに、満足していただけるサービスを提供出来るよう、施設と連携して適切に対応していきます。

⑦ 健全な財務規律を確保します

実施内容	方法
法人の経営状況・財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理を行います	計算書類の作成を正確かつ迅速に行い、各事業別の経営状況等を的確に把握し、適正な財務管理を行います。 また、経営会議における収支報告を継続し、適切に予算・実績の管理を行い、財務規律の確保に努めます。

2 運営管理

(1) 理事会・評議員会

法人運営における重要事項を決定するため、理事会・評議員会を開催します。

開催時期	予定される主な議案
6月	前年度事業報告及び決算報告
9月～10月	補正予算（第1号）
3月	補正予算（第2号）、次年度事業計画及び予算

*必要に応じて臨時に開催します。

(2) 運営協議会

地域や利用者の意見を法人運営に反映させるため、運営協議会を年2回程度開催します。

(3) 会議

事業運営における重要事項の検討及び目黒区と協議・調整する事項並びに施設間相互の調整など、円滑な事業執行を図るため経営会議及び拡大経営会議を定例で開催します。

(4) 人事・給与

採用事務や給与計算は、引き続き総務部において一括して効率的に処理します。

(5) 経理

各施設の会計処理は、引き続き総務部において一括して効率的に処理を行い、会計基準に基づいた拠点区分、サービス区分毎の収支を把握することにより、より効率的・効果的な経費の執行に努めます。

また、社会福祉法人制度改革の一環として導入された「社会福祉法人財務諸表等開示システム」への対応、内部管理体制の整備、会計監査人による監査等により制度に則った透明性の高い財務諸表の作成を行います。

3 職員育成・管理

職員育成については、それぞれの階層・経験年数において必要な知識・技能など職務遂行能力の向上を図ります。

また、健康管理及び福利厚生制度の実施など職員にとって働きやすい環境を整えます。

(1) 職層研修の実施

- ① 新人職員研修
- ② 入社2年目研修
- ③ 中堅職員研修（サービス専門職A・総合職）
- ④ 総合職転換者研修
- ⑤ 中堅職員研修（ステップアップ・フォローアップ）（総合職）
- ⑥ 指導職（2級）研修（昇格時・5年目・7年以上）
- ⑦ 指導職（1級）研修（昇格時・3年目・5年以上）
- ⑧ 管理職（2級）研修（昇格時・3年目・5年以上）

(2) 目標管理・人事考課研修

- ① 考課者研修
- ② 被考課者研修

(3) 職員の福利厚生・健康診断の実施

- ① 定期健康診断・婦人科健診・夜勤者健診・腰痛健診
- ② ストレスチェック

4 介護・福祉人材育成事業

平成30年度から受託している介護・福祉人材育成事業について、これまでの実績や参加者からの要望を踏まえ、以下の通り取り組みます。

(1) 研修事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、スキルアップ研修(全11回)を実施することにより、業務にやりがいを持って従事する介護職員の定着や、介護サービスの質の向上を図ります。

また、参加者のニーズに合わせ、本年度も Web 開催を継続し参加しやすい環境を整えます。

(2) 介護職員相談事業

区内介護事業所の介護職員等に対して、業務上の悩みを相談できる相談事業を実施することにより、介護職員の離職防止を図ります。

受付方法については、毎週水曜日 14:00~16:00 の電話受付の他、メール、FAX により常時受け付けることにより、相談しやすい環境を整えます。

第9 特別養護老人ホーム

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区立特別養護 老人ホーム東が丘	目黒区立特別養護 老人ホーム東山	目黒区立特別養護 老人ホーム中目黒	さんホーム目黒
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6	目黒区中目黒 5-7-35	目黒区目黒 3-20-8
利用定員	介護老人福祉施設 100人 (1371000280)	介護老人福祉施設 130人 (1371000777)	介護老人福祉施設 55人 (1371000272)	介護老人福祉施設 96人 (1371005255)
	短期入所生活介護 10人 (1371003789)	短期入所生活介護 10人 (1371003805)	短期入所生活介護 5人 (1371003813)	短期入所生活介護 10人 (1371005248)

(2) 職員体制

職種	東が丘			東山			中目黒			さんホーム目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1	1		1	1		1
医師		5	5		5	5		3	3		4	4
生活相談員	2		2	3		3	1		1	2		2
介護支援 専門員	(1)		(1)	(3)		(3)	(1)		(1)	(3)		(3)
介護職員	36	9	45	47	11	58	22		22	45	13	58
看護職員	4	1	5	4	2	6	2	2	4	3	2	5
栄養士	1		1	1		1	1		1	1		1
機能訓練 指導員	1		1	1	1	2	1		1	1	1	2
事務・福祉	2	1	3	3	1	4	1	1	2	2		2
運転手 ・添乗員		(6)	(6)		(6)	(6)		(3)	(3)		3	3
用務		1	1		1	1		1	1		1	1

※脚注1：介護職員及び看護職員については、上表の他にパート職員がいますが、勤務日数等に変動があるため掲載していません。

※脚注2：() は兼務者数となります。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供します。
- (2) 安全で安心して生活していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。

- (3) 医療的ケアが必要な方の受け入れ、緊急一時保護への対応、認知症ケアや看取りケアへの積極的な取り組みなどにより、区立施設としての役割を果たしていきます。
- (4) 地域の一員として施設の持つ能力を最大限活用し、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

3 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（特別養護老人ホーム共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
利用者の人権を守るため、チームによる介護・相談・支援を徹底します	職員が介護困難な場面に遭遇した際、チームで対応、解決ができるよう、チームリーダーのスキルアップに取り組み、チーム力の向上を図ります。

② 施設の地域への貢献を進めます

実施内容	方法
地域交流スペースを有効活用し、地域に開かれた施設づくりに取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響により縮小、中止していた地域交流スペースを活用した活動を、徐々に再開していきます。 ・地域の福祉拠点として地域の方にご利用いただけるよう、取り組みを継続します。

③ 大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します

実施内容	方法
大規模災害時に計画に基づいて行動できるように継続して取り組みます	・「大規模災害対策計画」及び「新型コロナウイルス感染症等対応業務継続計画」に基づいた具体的なBCP（業務継続計画）を作成し、訓練を実施します。

④ 効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます

実施内容	方法
区立特別養護老人ホームの運営において、収入の確保と経費の縮減を計画的に行っていきます	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度以降はコロナ禍以前の利用率に早急に回復させ、段階的な利用率の向上を図るとともに、経費縮減に向けた職員配置、委託経費の見直しを行います。 ・指定管理料についても、必要経費について区とも協議の上再算定し、計画的に収支を改善させ、安定した事業運営を目指します。

⑤ 介護人材の育成と定着を進めます

実施内容	方法
質の高いサービスを安定的に提供できる人材の定着と育成に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスコントロール、腰痛防止など職員の心身の健康管理に努めます。 ・介護（支援）の知識、観察・見守り技術、コミュニケーション力を高めるために、職員の能力に応じたOJT（職場内訓練）を継続します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 特別養護老人ホーム東が丘

項目	方法
家族も参加できる行事や活動を実施し、家族・ボランティアを受け入れます	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防を継続しながら、ご家族等も参加できる行事や活動の再開に向け内容を見直していきます。 ・ボランティア活動を再開するため、ボランティア・区民活動センターと連携し、環境を整えていきます。
施設見学の対応を土日祝も含め随時対応できる体制を整えます	就労している利用者家族等の要望にも応えられるよう、土日祝日も含め見学希望があった際は、受け入れ態勢を整え対応します。

② 特別養護老人ホーム東山

項目	方法
楽しく生活していただけるよう支援します。	生活の様子をできる限りご家族に伝え、ご家族と情報を共有し、楽しく生活していただけるよう支援します。
地域との繋がりや外部の方と触れ合える機会をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活の変化や活性化を図るため、感染症対策を行いながら、施設内でのボランティア活動を再開します。 ・地域の活動への参加や、施設の行事への地域の方の参加などはコロナ禍以前の実施状態に戻します。

③ 特別養護老人ホーム中目黒

項目	方法
利用者が「大事にされている」と感じて生活できるようにします	介助される利用者の気持ちを大切にできるよう職員の倫理観やマナーを一層向上させるなど接遇技術の向上、育成に取り組みます。
利用者が楽しく生活できるような取り組みを行っていきます	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以前に実施していた、利用者の「やりたいこと・楽しめること」を本人や家族から聞き取り、施設サービス計画書に反映、実践する取り組みを再開します。 ・ボランティアの受け入れを積極的に進め、行事やレクリエーションでは利用者の笑顔を引き出せるような内容を企画・実施します。

④ さんホーム目黒

項目	方法
ユニットケアの特性を活かし、小さな単位での個別ケアに取り組みます	日常的な聞き取りや一日の生活の流れを示す「24時間シート」によって個々の意向や嗜好、生活リズムを把握し、その方に合った活動を支援します。
ご家族等および地域とのつながりが深まるよう取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族等へホームでの個々の生活をお知らせするとともに、ご家族等と一緒に参加できる機会作りに取り組みます。 ・ホームページ等の媒体を活用してホームでの活動の様子を地域に発信するとともに、ボランティアの方や地域の方との交流機会作りに取り組みます。

(3) 目標利用率（特別養護老人ホーム共通）

特別養護老人ホームの利用率は、空床利用の短期入所生活介護（ショートステイ）を含めて 96.5%とし、目標利用率を達成するため、空床期間の短縮や入院中の利用者のベッドを有効活用して、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者を受け入れます。

短期入所生活介護事業の利用率は 100%を目標とし、目標利用率を達成するため、居宅介護支援事業所へ空床状況等の情報発信、連携を強化します。

4 サービス内容

特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）は、一部を除いて以下のとおり同様の介護サービス等を提供します。

(1) 入所前の事前説明

新規入所者に対して、サービス内容やサービス提供体制等の情報提供と契約書や重要事項説明書の内容を理解したうえで入所して頂けるように事前に説明を行います。

(2) 施設サービス計画・(介護予防)短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」）の立案

サービス計画は自立支援と生活の質の向上を目的とし、利用者及び家族等の意向、要望を可能な限り反映させて作成します。

(3) 介護

介護にあたっては同性介助に努めるなど人権に配慮し、利用者個々のサービス計画に沿って入浴・排泄・食事など必要な介助を行います。また、自立支援の観点から、できることは利用者自身で行えるよう支援し、残存能力の維持向上を図ります。

① 入浴の介護

入浴は、利用者の健康状態に応じて週 2 回以上行います。体調不良等により入浴できない方には清拭(せいしき)を行います。

② 排泄の介護

一人ひとりの心身の状態を確認して、自立に必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない場合は、個人の状況に応じた適切な方法により適時援助を行います。

③ 食事の介護

利用者の嚥下機能や心身状態に応じて、安全に自立して食事ができるように援助します。

食事は、常食のほか、利用者の咀嚼・嚥下機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせた食形態で提供します。

四季折々の行事食や、メニューを選べる選択食を提供します。

(4) 栄養ケアマネジメント

管理栄養士が、医師をはじめ他の専門職と共同して、各利用者の栄養状態を把握し、一人ひとりの摂食・嚥下機能に合わせた栄養ケア計画を作成し、栄養状態の維持・改善に努めます。また、医師の指示により療養食にも対応します。

(5) 健康管理

① 嘱託内科医師、嘱託精神科医師及び看護師が、日常の心身の健康管理を行い、必要に応じて健康保持のための適切な手当、援助を行います。

② 年 1 回定期健康診断を行います。

- ③ 施設内感染予防のために予防接種、感染症予防対策を実施します。
- ④ 夜間看護師を配置して、医療的ケアの必要な利用者が安心して介護を受けられるようにします。
- ⑤ 下記の病院に協力を依頼し、利用者の緊急対応の便宜を図っています。

厚生中央病院	東京共済病院	日扇会第一病院	碑文谷病院
本田病院	三宿病院	目黒病院	

(6) 口腔ケアマネジメント

歯科医師や歯科衛生士の指導助言を受け、利用者一人ひとりの口腔ケア計画を作成し、口腔内の機能維持を図ります。

(7) 看取りケア

利用者及び家族等の要望があり、主治医が看取りの時期であると判断した場合に看取りケアを実施します。

実施の際には「看取りケア指針」に基づき、利用者及び家族等の意向を反映した看取りケア計画を作成し、それに沿って「その人らしい尊厳ある看取り」を実施します。

(8) 機能訓練

利用者の意向と生活状況を踏まえて個別機能訓練計画を作成し、機能訓練指導員と多職種が共同・連携して、生活場面で以下の機能訓練(生活リハビリ)を行います。

- ① 心身機能と生活能力の維持に努めます。
- ② 福祉機器を活用しながら利用者の持つ生活能力を活かした自立支援を行います。
- ③ 精神面及び生活の活性化を図ります。
- ④ 安心して過ごせるように居室のベッド周辺や車いす等の生活環境の調整をします。

(9) レクリエーション等

新型コロナの影響で中止又は縮小していた、行事・クラブ活動・趣味活動を順次再開していきます。

- ① 行事・クラブ活動・趣味活動などは、利用者の希望や自主性を尊重し、家族やボランティア等の協力を得ながら計画的に実施します。
- ② 施設内で楽しめ、くつろげる場を提供するため、ボランティアなどによるホーム喫茶を実施します。
- ③ 利用者の重度化にともない活動参加が難しくなっていますが、参加が可能となるよう工夫し小グループや個別レクリエーションなどを行います。

(10) 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境などを的確に把握するように努め、利用者及び家族等に対し介護や日常生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行います。

(11) 利用者・家族等の声を反映

利用者集会及び家族懇談会等を定期的で開催し、意見・要望を直接聞く機会を設けます。また、利用者及び家族等を対象とした満足度調査(アンケート)を年1回実施し、サービスの向上に活かします。

区分	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
家族懇談会	年4回	年3回	年3回	年3回
利用者集会	毎月	毎月	毎月	随時
利用者懇談会	年2回	年4回	随時	随時
満足度調査	年1回	年1回	年1回	年1回

5 活動予定表

(1) 日課表

時間	特別養護老人ホーム共通
6:30～	起床、着替え、洗面
7:45～	朝食、口腔ケア
9:30～	朝の会、入浴
10:00～	レクリエーション、クラブ活動、お茶等
12:00～	昼食、口腔ケア
14:00～	入浴、レクリエーション、クラブ活動
15:00～	お茶等、おやつ（東が丘、東山、中目黒：週3回）
18:00～	夕食
19:00～	口腔ケア、着替え、就寝
20:00～	お茶等、服薬
21:00～	消灯（東が丘、中目黒、さんホーム目黒）
22:00～	消灯（東山）

※脚注：上記の日課表の他、排泄介助は定時と随時（個別に合わせた時間）で行います。また、体位変換は2～3時間ごとで行います。

(2) クラブ活動

東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
書道クラブ	書道クラブ	書道クラブ	書道クラブ
コーラスクラブ	コーラスクラブ	コーラスクラブ	コーラスクラブ
陶芸クラブ	フラワーアレンジメント	朗読クラブ	手芸クラブ
バック手芸クラブ	すみれクラブ	器楽クラブ	園芸クラブ
ハーモニカクラブ	手工芸クラブ	手話ダンス	
音楽クラブ	折り紙クラブ		
	生け花クラブ		

(3) 年間行事予定

月	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒	行事食 (共通)
4	お花見	お花見	お花見	お花見	
5	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句 菖蒲湯 風船バレーボール	端午の節句 菖蒲湯 創立記念日	端午の節句 菖蒲湯	端午の節句膳
6	おやつ作り 保育園交流会 買物サロン	ホットケーキ作り	おやつ作り	おやつ作り	
7	七夕交流会 (幼稚園) お盆供養 花火大会	七夕 お盆供養	七夕 お盆供養	七夕 お盆供養	七夕メニュー 土用丑の日
8	夏祭り	昭和週間 夏祭り	花火を楽しむ会	花火を楽しむ会	お祭メニュー (8月 ～10月)
9	敬老会 幼稚園交流会	敬老会	敬老会	敬老会 保育園交流会	敬老祝い膳
10	運動会 保育園交流会	貝塚まつり (秋祭り) ホットケーキ作り	秋祭り	秋祭り	
11	買物サロン	お芋を食べる会 風船バレーボール	おやつ作り	運動会	
12	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯 ケーキバイキング	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯	望年会メニュー 年越しそば
1	新年会 初詣	新年会 獅子舞鑑賞会 初詣 お汁粉を食べる会	新年会 初詣	新年会 初詣 お汁粉を食べる会	おせち料理 七草粥
2	節分豆まき おやつ作り	節分豆まき お好み焼き作り	節分豆まき	節分豆まき	福内膳
3	桃の節句 お花見	桃の節句 寿司バイキング お花見ドライブ	桃の節句 お花見	桃の節句 お花見	桃の節句膳

※脚注1：お祭りや行事に合わせて事食を提供します。

※脚注2：近隣の保育園等の訪問が不定期にあります。

(4) 月間行事予定

	東が丘	東山	中目黒	さんホーム目黒
活動内容	ホーム喫茶	ホーム喫茶	ホーム喫茶	
	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動	個別及びグループ活動
	個別及びグループ外出	個別及びグループ外出	個別及びグループ外出	個別及びグループ外出
	東が丘バンド	コーヒー喫茶	保育園児誕生祝い訪問	コーヒーを楽しむ会
		映画鑑賞会	保育園児交流訪問	おやつ作り (ユニット毎)
		二胡・三線演奏会		
		演芸等鑑賞会		
		ハンドマッサージ		
	ドッグセラピー			

6 緊急ショートステイ

介護者の急な疾病などにより緊急に受け入れが必要となった要介護者を受け入れるため、特別養護老人ホーム東が丘、特別養護老人ホーム東山に緊急ショートステイ床を各1床確保しています。

7 緊急一時保護

在宅の高齢者がその家庭で介護などを受けられず、目黒区長が緊急に保護する必要があると認めた場合、目黒区からの要請により、その高齢者を一時的に受け入れます。

8 地域との連携

新型コロナの取り扱いが令和5年5月に「5類」へ移行したことに伴い、中止又は縮小していたボランティアの受け入れや地域での活動を可能なものから徐々に再開させてきましたが、今年度も可能な受け入れ方法、開催方法等を検討し、感染予防対策を講じながら更に地域との連携が促進できるよう取り組んでいきます。

(1) ボランティア

① ボランティアの受け入れ

話し相手や清掃等の生活支援、クラブ活動支援、技術支援、定例行事支援、行事支援のボランティアを積極的に受け入れます。

② ボランティア懇談会

継続して活動できるように、ボランティアの意見・要望を取り入れるとともに、ボランティア同士の交流の場とします。

③ ボランティア講習会

地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、未経験者にも参加を呼びかけ、ボランティア講習会を開催します。

(2) 地域貢献活動

地域包括ケアシステムの一翼を担い、地域との連携を深めると共に、特別養護老人ホームの特徴を活かして地域に必要とされ、地域に貢献できる施設運営を行います。

① 「いきいきサロン・会食サービス」の開催

週 1 回、地域交流スペースを地域住民に開放するとともに、希望するひとり暮らし等高齢者には食事を提供します。

② 「地域はつらつセミナー」の開催

地域住民を対象としたセミナーを定期開催（各施設年間 3 回）し、施設の持つ専門知識と経験を地域に還元します。

③ 地域交流スペース貸出支援事業

地域住民を対象とした「手ぬぐい体操クラブ(毎週)」等の実施グループに地域交流スペースを貸し出します。

④ 目黒区の「めぐろシニアいきいきポイント事業」のサポーターに活動の場を提供します。

⑤ 実習・職場体験の場の提供

介護福祉士、社会福祉士、初任者研修等の資格取得の実習や小・中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、教員免許取得のための介護等体験、目黒区の生活保護受給者を対象とした社会体験などを積極的に受け入れます。

⑥ 家族介護教室〔目黒区委託事業〕

在宅で高齢者を介護する家族、援助者及び介護技術や知識の習得を希望される方などを対象に、家族介護教室を開催します。また、高齢者の健康を支え、在宅での生活が継続できるように、食事や栄養、健康管理についての知識を習得していただけるような講習を行います。

⑦ 施設見学会の実施

介護の日（11月11日）に合わせて、多くの区民の方に目黒区の特別養護老人ホームを知っていただくために、施設見学会・介護相談会を実施します。

⑧ 講師派遣

各施設には、福祉・医療の専門職員が従事しており、地域で開催される講座など社会の要請に応じた講師派遣の依頼に積極的に取り組みます。

⑨ 車椅子貸出事業

施設の資源を地域で活用できるように、施設の車椅子を無料で貸出します。（原則として 1 回 1 週間の貸出）

⑩ 「東山サロン」の開催（特養東山）

地域の高齢者の居場所づくりと介護予防を目的として、めぐろボランティア・区民活動センターと連携し地域のボランティアが主体となって交流サロンを月 1 回定期的に開催します。

⑪ 「ふれあいの居場所」の開催（特養中目黒）

地域包括支援センターや地域住民と連携して月 1 回、地域の独居、高齢者世帯を中心に「決まった日時にそこへ行けば誰かがいる場所」を提供するとともに、ホーム利用者が地域の方と交流を持てる機会を支援します。

第 10 在宅ケア多機能センター

1 施設の概要

(1) 施設

① 小規模多機能型居宅介護

事業所名	東が丘多機能ホームあすなる	東山多機能ホームけやき
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000419)	小規模多機能型居宅介護・介護予防 小規模多機能型居宅介護 (1391000344)
定員	登録定員 29人 通い定員 18人(1日) 泊まり定員 7人(1日)	登録定員 29人 通い定員 18人(1日) 泊まり定員 7人(1日)

② 認知症対応型通所介護

事業所名	東が丘デイホームしいの木	東山デイホームいちょう
所在地	目黒区東が丘 1-6-4	目黒区東山 3-24-6
介護保険 指定番号	認知症対応型通所介護・介護予防認知 症対応型通所介護(1391000229)	認知症対応型通所介護・介護予防認 知症対応型通所介護 (1391000237)
定員	利用定員 12人(1日)	利用定員 12人(1日)

(2) 職員体制

① 小規模多機能型居宅介護

職種	東が丘多機能ホームあすなる			東山多機能ホームけやき		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1
介護支援専門員	(1)		(1)		(1)	(1)
生活相談員						
介護職員	7	3	10	7	3	10
看護職員		1	1		1	1
機能訓練指導員						
栄養士	(1)		(1)	(1)		(1)
運転手・添乗員		2 (4)	2 (4)		2 (4)	2 (4)

② 認知症対応型通所介護

職種	東が丘デイホームしいの木			東山デイホームいちょう		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1		1	1		1
介護支援専門員						
生活相談員	1 (2)	(1)	1 (3)	1 (2)	(2)	1 (4)
介護職員	2 (2)	3	5 (2)	2 (2)	3	5 (2)
看護職員		1	1		1	1
機能訓練指導員		(1)	(1)		(1)	(1)

職種	東が丘デイホームしいの木			東山デイホームいちよう		
	正規	契約	計	正規	契約	計
栄養士	(1)		(1)	(1)		(1)
運転手・添乗員		4 (2)	4 (2)		4 (2)	4 (2)

※脚注：() は兼務者数となります。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者の人権を何よりも大切にし、利用者一人ひとりに合ったより良いサービスを提供し、一日でも長く在宅での生活が送れるよう支援します。
- (2) 少人数での個別ケア、柔軟なサービスの提供、専門的な認知症ケアなど、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型通所介護のそれぞれの特長を活かしたケアを行います。
- (3) 安全で安心して利用していただけるよう、事故防止や適切な医療連携に努めるとともに、災害などの緊急事態への適切な対応を図ります。
- (4) 地域密着型施設として、地域や住民に役立ち貢献できる開かれた施設運営を行い、地域福祉の向上に努めます。

3 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画（在宅ケア多機能センター共通）

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 人権意識の徹底を図り、身体拘束のない介護・支援を継続し、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
利用者の人権を守るため、チームによる介護・相談・支援を徹底します	職員がサービスを提供する際、介護方法や判断が難しい事例が発生した場合にタイムリーに相談ができるチームリーダーの育成を強化し、チームケア力の向上を図ります。

② 施設の地域への貢献を進めます

実施内容	方法
地域交流スペースを有効活用し、地域に開かれた施設づくりに取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により縮小、中止していた地域交流スペースを活用した活動を、徐々に再開していきます。 ・地域の福祉拠点として地域の方にご利用いただけるよう、取り組みを継続します。

③ 大規模災害対策などリスクマネジメントを推進します

実施内容	方法
大規模災害時に計画に基づいて行動できるように継続して取り組みます	・「大規模災害対策計画」及び「新型コロナウイルス感染症等対応業務継続計画」に基づいた具体的なBCP（業務継続計画）を作成し、訓練を実施します。

④ 質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した経営を目指します

実施内容	方法
在宅ケア多機能センターについて、利用率の向上などにより事業収益を確保していきます	令和6年度以降は利用率の向上を図るとともに、区立施設として安定した事業運営を行うために必要な経費を指定管理料として計上し、運営の安定化を図ります。

⑤ 介護人材の育成と定着を進めます

実施内容	方法
質の高いサービスを安定的に提供できる人材の定着と育成に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスコントロール、腰痛防止など職員の心身の健康管理に努めます。 ・介護（支援）の知識、観察・見守り技術、コミュニケーション力を高めるために、職員の能力に応じた OJT（職場内訓練）を継続します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 東が丘多機能ホームあすなろ（小規模多機能型居宅介護）

項目	方法
利用者が個々に楽しい時間を過ごすことができるように活動を工夫します。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりに合わせた活動や、家事仕事、お手伝いを提供して、楽しみや役割を感じられるよう取り組みます。 ・地域の行事に参加、近隣への外出を通して、地域とつながる場を提供します。
利用者送迎を工夫します。	送迎の方法等を見直し柔軟な送迎体制を目指し、ニーズに合った送迎サービスで利用者の満足度向上、新規獲得につなげます。

② 東山多機能ホームけやき（小規模多機能型居宅介護）

項目	方法
利用者や家族の困りごとやサービス内容について相談できる体制を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介助に入る時は自分の名前を伝えるなど、名前を覚えてもらうことで相談しやすい関係作りに取り組みます。 ・相談担当者を設け、普段の関わりから困りごとやサービス内容について聞き取りを行い、タイムリーに対応します。
さらに楽しんでいただけるようサービスの向上に努めます。	外出や、趣味活動など、集団でも個別でも楽しいと思える取り組みを実施していきます。

③ 東が丘デイホームしいの木（認知症対応型通所介護）

項目	方法
利用者一人ひとりが楽しめる活動を工夫して提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・活動や行事等を皆さんに楽しんでいただけるよう取り組みます。 ・感染予防を取りつつ、ボランティア活動を再開し様々な活動ができるようにします。 ・地域の行事への参加など地域との交流の機会を増やしていけるよう取り組みます。
活動の様子をご家族に発信し安心して利用できるようにします	・施設での活動中の写真の提供やご家族が実際に施設での様子を見学する機会を作り、活動の様子を知っていただき、利用者、ご家族にとって安心して通える場所にします。

④ 東山デイホームいちょう（認知症対応型通所介護）

項目	方法
個別性を大切に、一人ひとりが楽しめる活動の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの『やりたいこと』『できること』を把握し、楽しみながら活動に参加していただき、活動を通じて、心身機能が活性化するように働きかけます。 ・ボランティアの受け入れ、地域の行事への参加など地域との交流の機会を増やしていきます。
ご家族が安心して利用できるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳だけでなく、ご家族にも施設での活動の様子を知っていただく機会を作り、利用者やご家族にとって安心できる場所を目指します。 ・ご家族が生活上の不安について相談しやすいように積極的に関わり、関係機関とも情報共有することで、在宅での介護が継続できるように支援します。

(3) 目標利用率

- ① 小規模多機能型居宅介護では登録率 82.76%を目標とし、最重要課題として取り組みます。
- ② 認知症対応型通所介護では利用率 70.0%を目標とし、さらなる利用率の向上に努めます。

4 小規模多機能型居宅介護（東が丘多機能ホームあすなろ・東山多機能ホームけやき）

(1) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	365日（年中無休） ①通いサービス（基本時間）午前9時～午後6時 ②宿泊サービス（基本時間）午後6時～午前9時 ③訪問サービス（基本時間）24時間
休業日	なし

(2) 居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護計画

- ① 次の方針の下に、利用者の個別の状況に合わせて、居宅サービス計画（ケアプラン）と小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
 - ・少人数での個別ケアと、通い・泊まり・訪問を組み合わせた柔軟な対応により、きめ細やかな自立支援を行い、地域でのその人らしい生活を支える。
 - ・24時間365日の安心を提供するとともに、家族や地域との連携により、在宅での生活を可能な限り継続できるように支援する。
- ② 計画作成にあたっては、適切なアセスメントに基づき、本人・家族・地域の力も生かしながら、必要なサービスを柔軟に提供します。
- ③ 本人・家族へのトータルな支援のため、スタッフ全員で情報を共有し、チームケアを進めます。

(3) 通いサービス

① 利用時間

基本は午前9時～午後6時ですが、夕食を取ってから帰宅するなど、一人ひとりの事情に合わせた利用に対応します。

② アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。

③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。

地域の中で生活を送っていただくよう、散歩や買物などの外出の機会を大切にします。

④ 食事サービス

常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。可能な限り利用者と職員の共同で食事の準備・調理・後片付けなどを行い、日常生活の場として過ごしていただけるようにします。

⑤ 入浴サービス

利用者の状態に合わせ、個浴浴槽又は機械浴槽により提供します。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

⑥ 送迎サービス

ルート送迎のほか、小型車による個別送迎を行います。

⑦ 健康管理

施設への来所時を中心に脈拍・血圧・体温などのチェックをし、入浴時や活動中だけでなく訪問時にも全身の観察や健康状態の確認をします。急な体調変化時は、本人の意向を伺いながら家族に連絡し、速やかに通院や往診につなげます。

(4) 宿泊サービス

通い慣れた場所、顔なじみの職員で、安心して泊まっていただける環境づくりに努めます。病院から在宅に復帰するまでの間など、一定期間の連続した利用にも対応します。体調の変化により自宅で過ごすことが不安な時や、台風や降雪などの悪天候の際など宿泊室に余裕があれば、当日の利用希望にも応じます。

(5) 訪問サービス

通いサービスに出かけるための準備、服薬介助、夕食後の就寝介助、通いの利用が無い日の見守りなど、状況に合わせて訪問を行います。院内介助、散歩、買い物なども、必要に応じて柔軟に対応することとしています。自宅を訪問することで、ご本人と家族の状況を全体として把握し、自宅と施設を通してトータルに生活を支えています。

訪問サービスにあたっては、訪問指示書や利用者宅見取り図の作成などにより、支援内容の明確化と職員間の情報共有に努めます。

(6) 相談・助言等

利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、介護支援専門員が中心となり、介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

家族懇談会や活動見学会を開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに

在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。

連絡ノートなどを活用し利用者の状況変化等の共有化を図ります。

(7) 短期利用

登録定員に空きがあり、緊急やむを得ないなど一定の要件を満たす場合に7日（やむを得ない事情がある場合は14日）の範囲内で一時的に利用できる「短期利用」を実施します。

5 認知症対応型通所介護（東が丘デイホームしいの木・東山デイホームいちょう）

(1) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	365日（年中無休） 午前9時～午後6時
休業日	なし

(2) 認知症対応型通所介護計画の作成

- ① 次の方針の下に、利用者の個別の状況に合わせて、認知症対応型通所介護計画を作成します。
 - ・認知症の人がその人らしい生活を続けられるよう、また家族の介護負担を軽減できるよう、認知症の専門的ケアを提供する。
 - ・デイにおいてのみならず、自宅での生活も含めて、その人にとって望ましい暮らしを実現できるように支援する。
- ② 認知機能の障害を持っていても、ご本人がこれまでに獲得してきた能力や知識が自然な形で発揮されるように支援をします。
- ③ 利用者との関わりを通して行動・心理症状の背景要因などを把握し、それを職員間で共有してチームケアを進めます。

(3) サービス内容

① アクティビティサービス

レクリエーションや趣味活動を通し、利用者相互の交流を深め、生きがいのある豊かな日常生活を送れるように支援します。作業活動を通じて日常生活動作の自立度の向上及び維持を図り、その成果が自宅でも活かせるよう援助します。決められたプログラムに合わせるのではなく、その人その人に合わせた「寄り添うケア」に努めます。活動の中で達成感を感じたり、役割意識を持てるように働きかけを行い、生活への意欲を引き出すように努めます。

② 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な筋力の維持・向上を図るための訓練を行います。利用者の希望により身体状況にあった個別機能訓練を実施します。地域の中で生活を送っていただくよう、散歩や買い物などの外出の機会を大切にします。

③ 食事サービス

常食のほか、利用者の咀嚼(そしゃく)機能、消化・吸収機能などの身体状態に合わせて提供します。アレルギーなどで食べられない食品がある場合は、他の食品に代えて提供します。

④ 入浴サービス

利用者の状態に合わせ、個浴浴槽又は機械浴槽により提供します。提供にあたっては、健康管理、衛生管理及びプライバシー保護に配慮します。

⑤ 送迎サービス

送迎車により、添乗員が同乗し、自宅玄関まで送迎します。

⑥ 健康管理

施設への来所時を中心に脈拍・血圧・体温などのチェックをし、入浴時や活動時にも全身の観察や健康状態の確認をします。

(4) 相談・助言等

利用者及び家族が安心して在宅生活を継続できるように、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員と連携し、介護・健康・栄養などについて積極的に相談に応じ、適切に助言していきます。

利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回開催し、家族間の交流を深める機会を提供するとともに、在宅介護を支援するよう情報提供に努めます。

連絡ノートなどを活用し利用者の状況変化等の共有化を図ります。

6 活動予定表

(1) 年間行事予定

月	東が丘	東山
4	お花見	お花見
5	菖蒲湯 小外出 (あすなろ)	菖蒲湯 小外出
6	おやつ作り あじさい祭り	おやつ作り
7	七夕会	七夕会
8	夏祭り	夏祭り
9	敬老会	敬老会
10	運動会 (あすなろ) 小外出 (しいの木)	小外出 秋祭り (貝塚祭りに参加)
11	住区祭り	運動会
12	望年会 柚子湯	望年会 柚子湯 ケーキ作り
1	初詣 新年会	初詣 鏡開き
2	節分	節分(茶話会)
3	ひな祭り	ひな祭り (茶話会)

※脚注：家族懇談会を年2回、活動見学会を年1回予定しています。

(2) 月間行事予定

	東が丘	東山
活動内容	誕生会	
	近隣保育園・小学校と交流会	
	近隣散歩・外出・買い物	
	書道	

	東が丘	東山
活動内容	歌声喫茶	アニマルウォーキング
	中庭キャンプ	
	絵画	パック手芸
	Dカフェ（認知症カフェ）参加	アロマケア
	アロマの会	フラワーアレンジメント
		音楽（ハーモニカ・ピアノ・和太鼓 バイオリン・フルート・三味線等） コーラス・朗読

※脚注：小規模多機能型居宅介護では、毎週1回程度、食事作りとおやつ作りを行います。

7 地域との連携

新型コロナの取り扱いが令和5年5月に「5類」へ移行したことに伴い、中止又は縮小していたボランティアの受け入れや地域での活動を可能なものから徐々に再開させてきましたが、今年度も可能な受け入れ方法、開催方法等を検討し、感染予防対策を講じながら更に地域との連携が促進できるよう取り組んでいきます。

(1) 地域との交流・連携への取り組み

① 保育園・幼稚園との交流

近隣の保育園・幼稚園の間では、施設行事への園児の招待や、利用者が園の運動会に向いて参加するなどの交流を行います。

② 職場体験の場の提供

中学生の職場体験や大学生のインターンシップ、社会福祉士、介護福祉士、看護師などの専門学校や教員免許取得のための介護等体験などを積極的に受け入れます。

③ 町会などとの連携

在宅ケア多機能センターの各運営推進会議には、地域から町会役員や地元民生委員に参加いただき、施設運営についてご意見をお聞きするとともに、施設について知っていただく場とします。

防災訓練では、町会の方に参加いただいで避難訓練などを実施します。

④ 地域との交流機会

散歩や買い物、地域の行事・イベントへの参加など、地域への外出を積極的に行い、その中で地域との交流機会を確保していくよう努めます。

⑤ 施設見学会の実施

特別養護老人ホームと合同で、施設見学会を実施します。

⑥ 地域への貢献

地域交流スペースを活用し、認知症や介護についての地域向け講座を開くなど、地域に貢献する事業を実施していきます。地域や施設で活動できるボランティアを育成するために、ボランティア講習会を実施します。

(2) ボランティアの受け入れ体制

ボランティアによるさまざまな活動は、利用者にとって地域の方と触れ合う機会となるため、積極的に受け入れます。

ボランティアの担当者を明確にし、活動の希望把握から調整まで行います。また、活動しやすいように、ボランティア室を設けています。

活動終了後に提出いただく「ボランティア活動日誌」には、施設への率直な意見や要望などを記載いただき、施設運営の改善につなげます。

めぐろシニアいきいきポイント事業の「いきいきサポーター」も、ボランティアとして受け入れます。

(3) 運営推進会議の開催

小規模多機能型居宅介護では2か月に1回、認知症対応型通所介護では6か月に1回、運営推進会議を開催し、利用状況や運営状況等を報告して情報を共有し、地域の課題について話し合う機会とします。また、小規模多機能型居宅介護では、事業所として、自ら提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、運営推進会議に報告したうえで公表します。

第 11 ケアプランセンター

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	東山 ケアプランセンター	さんホーム目黒 ケアプランセンター
所在地	目黒区東山 3-24-6	目黒区目黒 3-20-8
介護保険 指定番号	居宅介護支援 (1371004225)	居宅介護支援 (1371005057)
サービス 提供地域	目黒区全域、渋谷区 及び世田谷区の一部	目黒区全域、渋谷区、港区及び品川区 の一部

(2) 職員体制

職種	東山			さんホーム目黒		
	正規	契約	計	正規	契約	計
管理者	1(1)		1(1)	1(1)		1(1)
主任介護支援専門員	2(1)		2(1)	2(1)		2(1)
介護支援専門員	2		2	2		2

※ () は兼務者数となります。

(3) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
休業日	日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 本人の意思を尊重した支援を行います。
- (2) 本人の有する機能を最大限生かせる支援を行います。
- (3) 本人を取り巻く生活環境も含めた支援を行います。

3 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 人権意識の徹底を図り、虐待防止に取り組みます

実施内容	方法
利用者の人権を尊重したサービスを提供できるように、人権研修を継続的に実施し、人権意識の高い職員を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修を継続し、職員の人権に対する意識を維持向上させ、人権意識の高い職員を育成します。 ・利用者への支援が「高齢者虐待」とならないようチェック体制を整えます。

② 質の高いサービスを効率よく提供し、柔軟で安定した運営を目指します

実施内容	方法
利用率の向上などにより事業収益を確保していきます	・ICTの活用、ケアプランセンター間の連携により、事務業務の効率化を図りつつ、収益の改善に努め利用率 90%を目指します。

③ サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります	・職員の受講状況を確認し、必要な研修を受講します。また、内部研修を充実させます。 ・介護支援専門員研修の内容を充実させ、主任介護支援員資格取得と同時に実務を担えるよう育成します。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

① 東山

項目	方法
利用者や家族との連絡方法の検討、より効果的な相談援助の手段について考え取り組みます	利用者アンケートから要望のあったメールでの連絡のやり取り、令和6年度の制度改正を踏まえ状況に応じてモニタリングをテレビ電話で行うなど、効率的、効果的な援助方法について、法人としての対応を確認しつつ進めていきます。

② さんホーム目黒

項目	方法
利用者の不安や迷いに寄り添った支援を継続します	利用者や家族の不安など気持ちに寄り添い、分かりやすい説明を心掛けます。また、支援にあたり ICT 機器を活用し状況に応じた支援を迅速に行います。

(3) 目標利用率

安定した事業運営と収益性の確保の両方を実現する利用率として、居宅介護支援の目標利用率を 90.0%、介護予防支援の目標利用率を 50.0%以上とします。

4 サービス内容

(1) 居宅介護支援事業

① 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、利用者及びその家族と面接し、課題の把握及び分析を行い、自立支援の観点に立って居宅サービス計画を作成します。

② サービス事業者等との連絡調整

当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容などの情報を提供し、利用者のサービス選択・同意を得たうえで、サービス事業者などとの連絡調整を行い

ます。

③ 居宅サービス計画の実施状況把握

居宅サービス計画の作成後においても利用者、家族及び居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を効果的かつ実現可能なものとするため、必要に応じ居宅介護等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。

⑤ サービス提供方法等の説明等

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅などにおいて、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法などについてわかりやすく説明します。

(2) 居宅介護予防支援事業および第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に限る）

地域包括支援センターとの契約に則り、利用者本位の自立した在宅生活を送れるよう支援を行います。

基本的なサービス内容は居宅介護支援事業の内容に準じますが、サービスの実施結果及びその効果を把握し、地域包括支援センターへ報告を行い、また、地域包括支援センターに意見を求めます。

(3) 介護保険認定調査(目黒区より受託)

第12 心身障害者センターあいアイ館

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区心身障害者センターあいアイ館
所 在 地	目黒区八雲 1-1-8
施設の種類	身体障害者福祉センター（B型）
事業の種類	生活介護（1311000655） 短期入所（1311000036） 特定相談支援（1331000990） 地域活動支援センター ・障害者活動訓練 ・施設入浴サービス ・巡回入浴サービス（委託） 身体障害者福祉センターB型 ・訪問食事サービス（委託） ・福祉機器サービス ・心身障害者に関する啓発 ・心身障害者団体が活動を行う場の提供 ・会議室等の貸し出し
利用定員	・生活介護 21人 ・短期入所 2人 ・障害者活動訓練（デイサービス15人、機能訓練8人）

(2) 職員体制

職種	資格等	主な業務	正規	契約	計
管理者		部門統括 運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	生活介護、障害者 活動訓練	1		1
事務		事務、集会予約シ ステム、利用料金	1		1
相談支援員		庶務、基本相談、短 期入所、施設入浴、 巡回入浴、訪問食 事、啓発	1		1
相談支援専門員	相談支援専門員	計画相談、基本相 談、施設入浴、巡回 入浴、訪問食事	6		6
医師	医師	健康管理指導、医 学的相談		2	2

職種	資格等	主な業務	正規	契約	計
看護師	看護師	健康管理、医学的 相談	2	2	4
理学療法士	理学療法士	機能訓練、利用者 支援、基本相談		1	1
作業療法士	作業療法士	機能訓練、利用者 支援、基本相談		1	1
言語聴覚士	言語聴覚士	言語機能訓練・利 用者支援		1	1
心理		心理相談、利用者 支援		1	1
生活支援員		利用者支援	17	3	20
入浴看護師	看護師	健康管理、入浴介 助	1	1	2
入浴介助員		入浴介助		4	4
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	1		1
用務		用務		1	1

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者主体のサービスを提供します。
- (2) 障害を超えてお互いに支えあい、協力しあえる支援を行います。

3 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 地域の区民及び関係機関と施設のネットワークを構築し、協力関係を深めます。

実施内容	方法
区と連携し指定特定相談支援の充実を図ります。 (継続)	区内において計画相談支援を受け入れる事業所が不足している現状を踏まえ、相談支援専門員を増員して積極的に新規ケースを受け入れます。

- ② 効率的・効果的な施設運営・事業運営に取り組みます。

実施内容	方法
心身障害者センター事業のさらなる周知に努めます。	活動見学会や障害施設バスツアーの実施等、事業のPRの機会を増やし、各事業、安定した利用者数を維持できるよう努めます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
空調設備の改善等安心してご利用いただけるよう環境整備に努めます。	目黒区所管課と密に連携を図り、必要な工事、修繕をおこなって改善に取り組みます。

4 サービス内容

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

① 特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用に際して、自立支援給付費の支給決定に必要なサービス等利用計画書を作成します。また、障害をお持ちの方の総合的な相談に応じます。

ア 計画相談支援

- ア) サービス利用支援
- イ) 継続サービス利用支援

イ 基本相談支援

- ア) 総合的な相談
- イ) 医学的相談（リハビリテーション科）
- ウ) 福祉機器相談

② 短期入所事業

心身に障害があり、保護者の緊急な事情などで一時的に保護が必要なときや自立のための生活体験を希望する方に対して、個々の障害特性等に応じて宿泊を伴う介助・支援を行います。

③ 生活介護事業

重度の肢体不自由で、かつ重度の知的障害がある方に対して、集団活動の場を提供し、日常生活支援、社会参加活動、レクリエーション、健康管理などを行います。また、医療的ケアを必要とする方に対して、医療職の専門性と連携の強化を図り対応するとともに、利用者状況の多様化や重度化に対する安定的なサービス提供に努めます。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。

なお、緊急時・必要時には利用者の利用時間外受け入れを行います。

- ア ぷらたなすグループ（週5回）
- イ けやきグループ（週5回）

④ 障害者活動訓練事業

ア デイサービスコース

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、機能維持のための集団体操や趣味・生きがい活動などの場を提供します。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービス及び障害状況に応じた形態で昼食を提供します。

ア) Aコース (月・水・金/週3回)

イ) Bコース (火・木/週2回)

イ 機能訓練コース

病気、事故等により心身に障害を有することとなった方に対して、グループ活動の場を提供し、理学療法士・作業療法士などの専門職が、体操や外出活動などを実施します。また、グループ活動を通し、仲間づくりや情報交換を行うことで、地域で生活していく上での悩みや不安などに対し、共に取り組み、解決できるよう支援します。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

ア) Aコース (月・水・金/週3回)

イ) Bコース (火・木/週2回)

⑤ 施設入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、施設において機械浴槽または一般浴槽による入浴を行います。その他、自宅周辺から施設間の往復の送迎サービスを実施します。

ア 機械入浴 (仰臥位タイプ浴槽、座位タイプ浴槽)

イ 介助入浴

⑥ 巡回入浴サービス事業

心身に障害のある方で、自宅での入浴が困難な方に、自宅において巡回入浴車による入浴を行います。

(2) その他の法令に基づく事業

① 訪問食事サービス事業

心身に障害があり、一人暮らし等で調理が困難な方に自宅まで昼食 (お弁当) を配達します。また、お弁当を手渡しすることで、安否の確認を行います。

② 福祉機器サービス事業

日常生活に必要な各種の福祉機器について、情報提供、相談等に応じます。

③ 心身障害者に関する啓発

ア あいアイ講座「ことばの集い」

言語機能維持のための集団プログラムと社会参加の場を提供します。

イ あいアイ講座「失語症会話パートナー養成講座」

基礎講座、実技講座、実習を通じて、意思疎通を支援し地域社会との懸け橋となる人材を養成します。

④ 心身障害者団体が活動を行う場の提供

団体交流室を開放し、心身障害者団体の活動を支援します。

⑤ 会議室等の貸出し

会議室、視聴覚室及び言語訓練室の一般貸出しを行います。

5 運営管理

(1) 安全対策

① 事故防止と事故発生時の緊急対応

事故やヒヤリハットの事例発生時には職員への周知・検証を迅速に行い、事故の再発防止に施設として一貫した取り組みを行います。また、安全対策委員会を通じて事故記録の分析を行い、職員にフィードバックします。

② 防災対策

めぐろ区民キャンパス自衛消防合同総合訓練を年2回実施するほか、通所サービスの事業ごとに避難経路確認等の防災対策を行います。

(2) 利用者・家族の声を反映

家族懇談会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の意思表示を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じます。

(3) 地域との交流

「あいアイまつり」など各種イベントを通じて、地域交流を推進します。

6 活動予定

(1) 生活介護事業

月	行 事	活 動
4	歓迎会、お花見、避難経路確認	身体機能・感覚機能に働きかける活動、マット体操、レクリエーション、散歩、創作活動、作業、調理、音楽活動等 一日外出：年2回実施
5	鯉のぼり会 目黒市民コンサート鑑賞、家族懇談会	
6	いもほり、総合防災訓練	
7	七夕会、健康診断	
8	すいか割り	
9	家族懇談会、サービス向上検討委員会	
10	宿泊体験	
11	芸術演奏活動鑑賞、あいアイまつり	
12	クリスマス会、家族懇談会	
1	初詣、新年会、書き初め、成人を祝う会	
2	節分会	
3	終了式、ひなまつり会、家族懇談会、サービス向上検討委員会	

*看護師による日々の健康管理・毎月2回の嘱託医の回診があります。

(2) 障害者活動訓練事業

① デイサービスコース

月	行 事	活 動
4	オリエンテーション	<Aコース>

5	目黒市民コンサート	体操（椅子体操、マット体操、エアロビクス）、口の体操、クラブ、趣味活動、レクリエーション、歌、パソコン、外出、体重測定、個別ショートリハビリ、言語の個別練習、避難経路確認	
6	総合防災訓練		
7	七夕会（Aコース）		
8	すいか割り（A、Bコース）		
9			
10	外出（A、Bコース）		
11	外出（A、Bコース）、あいアイまつり		
12	外出（A、Bコース） 忘年会（A、Bコース）		< Bコース > 体操（椅子体操、マット体操、ヨガ）、趣味活動、頭の体操、パソコン、レクリエーション、クラブ、
1	書き初め、初詣		外出、体重測定、個別ショートリハビリ、言語の個別練習、避難経路確認
2			
3	修了会		

*総合防災訓練は実施日により、AコースまたはBコースの実施となります。

*新規利用者の方に避難経路確認を実施します。

②機能訓練コース

月	行 事	活 動
4	避難経路確認（新規利用者）	< Aコース >
5	目黒市民コンサート	・体操（マット体操、椅子体操）
6	総合防災訓練	・創作活動
7		・外出活動
8		・体重測定
9		・個別機能訓練（必要に応じて）
10		・レクリエーション
11	あいアイまつり	< Bコース >
12		・体操（マット体操、椅子体操、立位の体操）
1		・外出活動
2		・体重測定
3	終了式（A、Bコース）	・個別機能訓練（必要に応じて） ・レクリエーション

*総合防災訓練は、実施日によりAコースまたはBコースの実施となります。

*外出の回数や日程は、状況により変更になることがあります。

*機能訓練専門職による個別リハビリを実施します。

第 13 かみよん工房

1 施設の概要

(1) 施設

施設の名称	目黒区立かみよん工房
所在地	目黒区上目黒 4-1-26
事業の種類	就労継続支援（B型）（1311000606）
利用定員	40人

(2) 職員体制

職種	資格	主な業務	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員／職業指導員・目標工賃達成指導員		支援サービス	7	1	8
パン製造技術専門員		パン製造開発		1	1
事務		事務		1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
休業日	土、日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者が楽しく、自らのもつ力を伸ばせる支援を行います。
- (2) 一人ひとりの障害状況に応じた支援を行います。

3 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 工賃増額へ取り組みます。

実施内容	方法
新たな作業を確保し、安定した作業提供を行います。	除草作業やポスティング等、多くの利用者が取り組める作業の獲得に努め、安定した作業量の確保を行うとともに工賃増額を目指します。

生産ロス縮小と販売方法の工夫に取り組みます。	現在の利用者の状況に合わせた、製菓の新しい販売方法（置き菓子方式や委託販売等）を検討し、導入します。
------------------------	--

② 利用者状況に対応したサービスを提供します。

実施内容	方法
高齢化・重度化による、障害状況の変化に対応する工夫を行い、一人ひとりに合ったサービス提供に努めます。	所属する作業部の見直しや新しい作業の提供を行い、利用者が力を発揮できる環境を作ります。
利用者状況に応じて、就労支援を行います。	就労を希望する利用者には、職場見学や実習の機会を提供するとともに、就労に向け支援します。

③ 施設の地域への貢献を進めます。

実施内容	方法
地域の方が参加しやすいイベントを実施し開かれた施設運営に努めます。	地域の方々を対象とした「パン作り体験教室」「就業体験」等を開催し、地域交流を図ります。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
より分かりやすい情報提供に努めます。	苦情、要望等に対応する法人内部及び外部の相談機関について、利用者・ご家族に対して分かりやすく説明、紹介を行います。

4 就労継続支援B型事業

利用者の高齢化・重度化など一人ひとりの状況変化に応じたサービスを提供し、利用者が安心して地域生活を送れるよう支援します。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成します。支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、働く意欲を高めます。

- ① 食品部 菓子製造業（製パン・製菓）と販売
- ② 企業部 近隣企業からの受注作業
- ③ 開発部 目黒区からの公園清掃作業受託及び一般企業の植栽管理
- ④ 自主製品製作 羊毛フェルトのキーホルダー、メモ帳、エコバック等の製造販売

(3) 就労支援

利用者それぞれの障害状況や身体状況に配慮し、適性に合わせた作業を提供し、働く意欲の向上を目指します。

また、利用者の希望や適性により、目黒障害者就労支援センターやハローワーク等と

連携して、企業実習や就労活動を推進します。

(4) 生活支援

利用者それぞれの能力や障害の特性に配慮した生活班（A・B・C班）を編成し、日常の生活習慣の確立に向けて、活動目標を明確にしたプログラムを実施します。実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

(5) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けたプログラムを実施します。

(6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

(7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。(年1回)
- ② 嘱託医による健康相談を実施します。(月1回)
- ③ 体重測定を実施します。(年2回)
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。(月1回)

(8) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

5 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハット事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。

また、消防計画に基づき、年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年5回開催します。

また、利用者、家族、施設の代表者が集まり、サービスの質の向上を目的にサービス向上検討委員会を年3回開催します。

(3) 地域との交流

玄関店舗経営や地元企業などからの軽作業受注、清掃作業受託のほか、町内会行事や住区まつり等の各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

6 活動予定

月	行 事	その他
4		家族懇談会、防災訓練
5		
6	かみよんまつり	家族懇談会、防災訓練
7	調理実習	健康診断、サービス向上検討委員会
8	調理実習	
9	調理実習	家族懇談会、防災訓練
10	一日外出	
11	宿泊体験	サービス向上検討委員会
12	一日外出	家族懇談会
1	新年会	健康診断
2	一日外出	防災訓練、健康診断、サービス向上検討委員会
3		家族懇談会

上記の他、以下の活動を予定しています。

*虐待防止委員会は毎月開催

*身体拘束等適正化委員会は年2回以上開催

第14 大橋えのき園

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立大橋えのき園
所 在 地	目黒区大橋 2-19-38
事業の種類	生活介護 (1311000614) 日中一時支援
利用定員	・生活介護 57人 ・日中一時支援 10人

(2) 職員体制

職種	資格	主な業務	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成管理	1		1
生活支援員		支援サービス	13	3	16
事務		事務		1	1
栄養士	(管理)栄養士	栄養管理指導	(1)		(1)
医師	医師	健康管理指導		1	1
看護師	(准)看護師	健康管理		1	1
作業療法士	作業療法士	機能訓練等		1	1

* () は兼務者数

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	・生活介護 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時30分 ・日中一時支援 月曜日～金曜日 午後3時30分～午後6時
休業日	土、日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 利用者や家族が安心して利用できる施設とします。
- (2) 利用者に豊かな生活の場を提供します。
- (3) 利用者の個性とニーズを尊重した社会生活の場を提供します。

3 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、以下の項目に取り組みます。

- ① 利用者の主体性を尊重し、状況に合わせた介護・支援を行います。

実施内容	方法
サービス提供や利用者支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招いての権利擁護・利用者支援研究会の開催を継続します。 ・虐待防止や身体拘束防止に務め、日々の利用者支援を振り返り、更に現状を考慮したより良い利用者支援につながる方策について検討し、取り組んでいきます。

- ② 安定した工賃支給に取り組めます。

実施内容	方法
自主生産品の生産の拡大と販路拡大にバランス良く取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設前での自主生産品の販売活動、地域とのふれあいは、利用者の意欲的な生産活動へと繋がります。今年度も地域のイベントへは積極的に参加し、自主生産品の宣伝や販売と施設PRに努めていきます。 ・販路拡大に向けて、利用者と共に生産量を増やし、新たな地域イベントに参加するなど販売活動を行っていきます。

- (2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
よりわかりやすい情報提供に努めます。	利用者及び家族が安心して、よりサービスを利用できるよう、苦情・要望などの意見を施設外の外部機関に相談できる仕組みについて定期的に周知します。ホームページを活用した情報発信を継続します。

4 生活介護

- (1) サービス提供計画

利用者及び家族などとの面談をとおして、本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで個別支援計画を作成します。

- (2) プログラム内容

利用者に対して、個別支援計画に沿った支援内容及びその他、障害者総合支援法及び知的障害者福祉法に定める必要な支援を提供します。

また、施設のサービス体系に見合う一時金支給を継続していきます。

- ① 作業活動支援

利用者個々の特性に応じた能力発揮の場、かつ生活習慣作りの時間とします。

ア 紙（ポチ袋、タグなど）

イ 硝子（箸置き、硝子雑貨など）

ウ 食品（ピクルス、パスタソース、レトルトカレー）

エ 芸術（美術や書道などの創作活動、音楽・ダンスなどの身体表現活動）

*その他、必要に応じて個別の取り組みを行います。

② グループ別活動支援

利用者の特性に応じたグループで、活動目標を明確にした適切なプログラムを実施します。また、各種の活動を通して地域との交流を深め、利用者の社会参加の促進に努めます。

(3) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事 ② 排泄 ③ 更衣 ④ 移動 ⑤ その他

(4) 給食サービス

栄養基準量を基本としてメニューを作成し、毎日の給食提供を行います。また、通常メニューのほかに、下記の特別メニューを提供します。

- ① 選択メニュー
② 行事メニュー
③ 特別給食

(5) 健康管理

- ① 嘱託医による健康相談（月2回）、看護師による健康相談（随時）を実施します。
② 体重測定を実施します。（月1回）
③ 健康診断を実施します。（年2回）
④ 食事後の歯磨き支援を実施します。（毎日）
⑤ 栄養士による栄養相談を実施します。（随時）
⑥ 服薬が必要な利用者に対して、薬の管理及び服用の援助を行います。

(6) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

(7) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

(8) 利用時間外受け入れ

緊急時・必要時について、利用者の利用時間外の受け入れを行います。

5 利用時間外活動支援事業（日中一時支援）

障害者通所支援事業終了後における、障害者の活動の場を確保するとともに共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的として実施します。

(1) 活動支援

本人状況及び要望等を把握し、利用者の意向を踏まえ、うえで各種の活動を提供します。

(2) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事 ② 排泄 ③ 更衣 ④ 移動 ⑤ その他

6 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して事例の検証を行い、事故、感染症防止・予防について検討し、安全な施設運営を目指して基本事項を徹底します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

家族懇談会、サービス向上委員会などで意見交換を行うとともに、利用者アンケートを活用してニーズの把握に努めます。このほか、日常から利用者ご本人の表出を適切に受け止め、また日々の連絡を密にして相談等に応じていきます。

(3) 地域との交流

近隣保育園、小・中・高等学校等との交流及び地域行事へ参加します。また、他施設との交流、町会・商店街との交流にて社会性の支援をします。

(4) ワークショップ

利用者・家族等、事業者、その他関係者などの集いの機会を設け、情報交換及び実践報告の場としてワークショップを開催します。

7 活動予定

月	行 事	その他
4	入所式	家族懇談会、サービス向上検討会、防災訓練
5		見学週間
6	一日外出	健康診断
7		家族懇談会、サービス向上検討会、防災訓練
8		
9	宿泊体験	家族懇談会、防災訓練
10	えのき祭	家族懇談会
11	ワークショップ	
12		防災訓練
1	一日外出	健康診断、家族懇談会、サービス向上検討会
2		
3		家族懇談会

*その他、グループ別活動の中で季節に応じた活動を行います。

第 15 下目黒福祉工房

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立下目黒福祉工房
所 在 地	目黒区下目黒 3-10-2
事業の種類	・就労継続支援（B 型）（1311000630） ・日中一時支援
利用定員	・就労継続支援（B 型）40 人 ・日中一時支援 10 人

(2) 職員体制

職種	資格	主な業務	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	1		1
生活支援員/職業指導員		支援サービス	13	2	15
事務		事務		1	1
栄養士	(管理) 栄養士	栄養管理指導		1	1
理学・作業療法士	理学・作業療法士	機能訓練等		1	1
医師	医師	健康管理指導		2	2

(3) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	・就労継続支援（B 型）月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 ・日中一時支援 月曜日～金曜日 午後 4 時～午後 6 時
休業日	土、日、祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 安全で豊かな工房生活の実現とともに地域での生活を支援します。
- (2) 利用者の個性・主体性・自主性を尊重します。
- (3) 利用者・ご家族・職員が一体となり、よりよい工房作りを進めます。

3 令和 6 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 工賃増額へ取り組みます。

実施内容	方 法
自主生産品の拡大と販路	自主生産品の品質の向上と生産量の維持に加えて、刺

拡大にバランス良く取り組みます。	繡作品や乾燥野菜を材料にした商品の開発を推進します。また、販路拡大に向けて効果的なPRを実践して工賃の増額に努めます。
------------------	---

② 重度化に対応したサービスを提供します。

実施内容	方法
プログラムの見直しや、グループの再編成などを行い、より一人ひとりの能力に応じたサービス提供に努めます。	利用者の障害状況に応じて作業環境と活動内容を整備し、利用者の希望等をもとに作業班編成を毎年検討し、個々の能力や適性に応じたサービス提供を行います。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
職員育成(OJT)のプログラムについて見直しを図ります。	OJTの項目を運営管理・サービス管理の視点から再整備し、担当者を明確化して職員の育成に取り組みます。

4 就労継続支援B型事業

作業支援、生活支援及び就労支援を通して、利用者の高齢化など一人ひとりの状況の変化に応じた社会参加や就労の促進に向け、自立した生活への支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 作業支援

作業活動により、技能を身につけ就労への意欲を高めます。

- ① 受注班 地域企業からの受注作業、高齢者住宅清掃
- ② 印刷班 印刷業（名刺、葉書、封筒、カレンダー等）
- ③ 革班 革製品の製造と販売、刺繍作品や乾燥野菜を材料にした自主生産品の開発
- ④ 菓子班 菓子製造業（製菓）と販売

(3) 就労支援

各利用者の障害状況や体力に配慮しつつ、適切な作業種の把握と作業能力の向上や就労に向けて、活動目標を明確にした適切なプログラムを策定し実施します。

また、目黒障害者就労支援センターなどと連携し、必要に応じた企業実習や就労活動を推進します。

(4) 余暇支援

クラブ活動や各種の行事を通して、利用者の余暇活動の充実に向けた適切なプログラムを実施します。

(5) 生活・芸術

一人ひとりにあった多様な働き方に結び付くような活動を目指して、それぞれの能力や特性、希望に配慮した班編成で地域交流やアートなどの創造的な活動を実施します。

実施にあたっては、利用者自身による企画・進行など主体性を大切にします。

(6) 給食サービス

給食は栄養管理に留まらず、生活習慣を向上させる場として、また、給食委員会を通じた要望の反映や利用者メニューなど利用者主体の場として活用します。

(7) 健康管理

- ① 健康診断を実施します。(年1回)
- ② 嘱託医によるカウンセリングを実施します。(月1回)
- ③ 体重測定を実施します。(年2回)
- ④ 栄養士による栄養相談を実施します。(随時)

(8) 生活相談等

利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者または家族などに対し、施設支援に関する相談をはじめ、日常生活に関する相談に応じ、必要に応じて支援をします。また、相談支援専門員等の関係機関と連携を図って対応します。

(9) 送迎サービス

利用者の自宅周辺地域から施設までの送迎を行います。

(10) 機能訓練

理学療法士・作業療法士などの専門職が個別メニューを作成し、リハビリなどを実施します。

5 利用時間外活動支援事業（日中一時支援）

障害者通所支援事業終了後における障害者の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援することを目的として実施します。

(1) 活動支援

本人状況及び要望を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで各種活動を提供します。

(2) 日常生活動作支援

日常生活習慣の確立や生活動作の維持向上に向けて、必要な支援を行います。

- ① 食事 ② 排泄 ③ 更衣 ④ 移動 ⑤ その他

6 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を毎月開催して、事故やヒヤリハットの事例の検証を行い、事故などの再発防止及び事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。

また、消防計画に基づき、年4回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年3回開催します。

また、利用者、施設の代表者が集まり、サービスの質の向上を目的にサービス向上委員会を開催します。

(3) 地域との交流

地元企業などからの作業受注、印刷作業受注のほか、工房前での自主生産品の毎日販売（水曜日除く）や地域行事などの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

7 活動予定

月	行 事	その他
4		家族懇談会
5		防災訓練
6	宿泊体験（グループ別）	
7		健康診断 サービス向上委員会
8		防災訓練
9		家族懇談会
10	砧ふれあいスポーツ	
11	あすなろ祭り	
12		健康診断 防災訓練 家族懇談会
1		
2		サービス向上委員会
3		防災訓練

上記の他、以下の活動を予定しています。

* 一日外出（生活・芸術活動班別）

* 虐待防止委員会は毎月開催

* 身体拘束等適正化委員会は年2回以上開催

第 16 のぞみ寮

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区立のぞみ寮
所 在 地	目黒区目黒 3-4-4
事業の種類	・ 共同生活援助 (1321000109) ・ 短期入所 (1311000382)
利用定員	・ 共同生活援助 6 人 ・ 短期入所 1 人

(2) 職員体制

職種	資格	主な業務	正規	契約	計
管理者		運営管理 人事管理	1		1
サービス管理責任者	サービス管理責任者	支援計画書の作成 管理	(1)		(1)
世話人		支援サービス	(1)		(1)
生活支援員		支援サービス	3	1	4

* () は兼務者数

2 事業所が大切にしている理念・方針

本事業は、令和 5 年度に実施された次期（令和 6～10 年度まで）指定管理者の公募により、当事業団が選定され運営を開始するもので、開始に際し理念、方針を以下のとおりとします。

- (1) 知的障害のある方が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活を続けられるよう支援します。
- (2) 知的障害のある方の、自分らしい自立と社会参加を応援します。
- (3) 短期入所での自立生活体験の積みかさねを支援します。

3 令和 6 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

- ① 区の出資によって設立された社会福祉法人の役割を積極的に果たします。

実施内容	方 法
グループホーム事業を新たに受託したことを受け、円滑な運営の維持継続、サービスの向上を目指しま	本年度から、新たな指定管理者として本事業の運営を開始します。まずは、前事業者からの引継ぎ内容をもとに、利用者が安心できる生活を維持するとともに、さらに充実した生活を送れるよう支援していきます。

す。	
----	--

② 高齢の障害者への支援を推進します。

実施内容	方 法
高齢化に対応した支援を行うため、支援の知識・技術を高めめます。	外部研修やOJTを活用し、障害特性に応じた支援の知識・技術を高めるとともに、個別のアセスメントを適切に行い、高齢化に対応した支援を行います。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項 目	方 法
利用者アンケートを実施し、利用者の声をサービスに反映させます。	他施設と同様に利用者アンケートを実施し、その結果を分析し、意見、要望等の内容からさらに改善に向けた検討を行い、利用者に満足していただけるサービス提供につなげていきます。

4 共同生活援助事業

本事業の設置の目的に則して、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ並びに食事の介助、相談その他の日常生活上の支援を行います。

(1) サービス提供計画

利用者本人及び家族の要望などを把握し、その意向を踏まえた個別支援計画を作成し、支援の内容や方法を明確にして充実したサービス提供に努めます。

(2) 支援内容

利用者が日常生活または社会生活を送るうえで必要な下記の支援を行います。

① 掃除・洗濯

居室の清掃・整理および衣類の洗濯・整理などの支援を行います。

② 健康管理

健康診断、主治医との連携、食事制限のある利用者への支援計画の作成、利用者の通院同行、病気の際の支援などを行います。

③ 服薬管理

服薬が必要な利用者への支援計画の作成、処方箋の確認、薬の保管・管理および医療機関等との連携を行います。

④ 食事援助

栄養バランスのとれた食事の提供、献立づくり等を行います。

⑤ 関係機関等との連絡調整

行政、通所先、相談支援事業所、病院、保護者等との情報の共有および利用者の課題や状況の把握などを行います。

⑥ 相談援助

日常生活・社会生活上の相談・援助を行います。

5 短期入所事業

自宅で介護する人が病気等緊急の事情などで一時的に保護が必要なときや自立のための生活体験を希望する方に対して、宿泊を伴う介助・支援を行います。

なお、支援内容は前記4 共同生活援助事業とほぼ同様の支援を行います。

6 運営管理

(1) 安全対策

安全対策委員会を定期的に開催して、事故やヒヤリハットの事例の検証を行い、事故などの再発防止および事故発生時の対応について、施設として一貫した取り組みを行います。また、消防計画に基づき、年3回の避難・消火などの防災訓練を実施します。

(2) 利用者・家族からの声を反映

日々の生活において感じている利用者の意見要望を聞き取る場として入居者懇談会を年2回開催します。

また、利用者ご家族との緊密な連携を保ち、意見や情報を交換する場として家族懇談会を年2回開催します。

(3) 地域との交流

地域行事などの各種イベントへの参加を通して、地域交流を推進します。

7 年間行事予定

月	行 事	その他
4	お花見	入居者懇談会
5		
6		
7		防災訓練
8		
9		家族懇談会
10	外出行事	
11		入居者懇談会
12	忘年会	
1		防災訓練
2		
3		家族懇談会

第17 みどりハイム

1 施設の概要

(1) 施設

名 称	目黒区みどりハイム
施設の種類	母子生活支援施設
利用定員	20 世帯 60 人（緊急一時保護 1 世帯）

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	社会福祉士等	統括、業務・職員管理	1		1
母子支援員	保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等	母子の生活、就労、養育支援	3		3
少年指導員		児童の生活、学習支援	4		4
心理療法担当職員	臨床心理士等	心理相談、支援	1		1
医師	医師	利用者の健康管理		1	1

* 母子支援員または少年指導員のうち 1 名を個別対応職員とします。

2 事業所が大切にしている理念・方針

- (1) 人権に配慮し、本人意思を尊重した支援を行います。
- (2) 母子生活支援施設の機能と役割を踏まえた支援を利用者と十分協議しながら進めます。
- (3) 十分な信頼関係を築くため、話しやすい環境、雰囲気作りを行います。

3 令和 6 年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

① 家族や関係機関と施設で支える支援を実践します。

実施内容	方 法
関係機関と連携した支援の強化を図ります。	特に、課題が複雑化している世帯への支援については、必要な関係機関と情報共有を行い、適宜、役割分担を行いながら支援を重ねていきます。その中で、母自身にも役割を担ってもらうなど、母子も連携の輪の中に入れるよう配慮していきます。（継続）

② サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方 法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講	・各職種職員が講師となり、支援に必要な専門知識を学び合う「支援力アップ講座」を実施します。

し、専門性の向上を図ります	・他の母子生活支援施設を見学し、他施設での利用者支援の手法や行事の企画内容について学びます。
---------------	--

③虐待の予防・防止に取り組みます

実施内容	方法
サービス提供や支援の中で、虐待を予防・防止する取り組みを推進します	子どもの権利と子どもの意見表明権について、子どもが学んだり、考えたりできる機会を通して、自分や相手の存在を大切にできるようにしていきます。

④サービスの標準化を徹底します。

実施内容	方法
マニュアル・業務標準書等の新規作成及び点検・見直しを定期的実施します。	・昨年度作成した「子どもの安全計画」の定着を図ります。 ・家計相談支援に関するマニュアルを作成します。

⑤地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します

実施内容	方法
母子生活支援施設の入所者への支援にとどまらず、地域で生活するひとり親家庭への支援を推進します	・退所先地域の関係機関への引継ぎを丁寧に進めていきます。 ・退所世帯も含め、地域で生活するひとり親家庭へ支援について、地域の関係団体の協力を得ながら進めていきます。

(2) 第三者評価・利用者アンケート等からの改善事項

項目	方法
行事等を実施する際に子どもたちが主体的に関われるように工夫していきます。	各種行事の立案の際、子どもたちと話し合う機会を設け、アイデアや意見を引き出したり、準備段階や当日の役割分担をしたりするなど、主体的に参加できるよう工夫していきます。

4 サービス内容

利用者支援は、個別の自立支援計画に基づき行います。自立支援計画は、利用者と職員との面談により、利用者の状況及び意向を確認しながら自立した社会生活を送れるように作成します。さらに、必要に応じて面談を行い、支援内容の再確認なども行います。

また、退所後も、社会の中で自分の意思と責任のもと生活できるよう支援していきます。

(1) 相談支援

子育て、健康、就労、そのほか生活全般における様々な相談を受け、必要に応じて支援を行います。

(2) 子育て支援

①補助保育

母親の就労、通院、心身の疲労時などに時間を区切って補助保育を行います。補助保育や行事参加を通して日常から学びと育ちの環境を提供します。

②保育ルーム

乳幼児の交流と家事援助を目的として、週に1回程度、夕食準備時間に乳幼児を対象とした保育ルームを開設します。

(3) 児童への支援（小学生以上）

①「児童自立支援計画書」に沿った支援を実施します。「話意話意の会(わいわいのかい)」

(児童一人ひとりの希望や思いを聴き取る面接)を実施し、児童自立支援計画書の内容に反映していきます。

②時間を区切って学習室(プレイルーム)を開放し、職員が見守る中、宿題や自由遊びなどの場とし、児童の「自己肯定感」「達成感」を育みます。

③下校後の学習室での宿題、長期休暇時の学習支援とともに、学習習慣の獲得、学習の場の提供を目的に週1回「学習支援」を行います。

④児童による「子ども会議」を毎月開催し、施設内での生活などについてみんなで考える機会をつくります。

⑤男子児童の育成支援のため、男性職員と男児が、近隣の銭湯で一緒に入浴する機会をつくります。(月1回)

⑥関係機関と連携し、児童への適切な支援を実施します。

(4) 生活への支援

緊急時の家庭用品の貸し出し、居室片付けの手伝いや食事作りのアドバイス、不在時の荷物預かりや代引き受け取り、買物の代行、諸手続き支援、保育園・学校への送迎代行など、個々の状況に応じて行います。

また、必要に応じて関係機関及び医療機関と連携、連絡調整を行い支援に繋がります。

(5) 健康とこころへの支援

①月1回、希望者には嘱託医による健康相談を実施します。

②健康診断を実施します。

③心理療法担当職員による心理療法などを実施します。母親・児童ともに利用でき、面接は安心して相談できるよう専用の部屋で行います。

(6) 就労支援

就職情報誌・求人広告の提供、ハローワークへの同行、パソコンの貸し出し(履歴書等作成)、模擬面接、就労のための補助保育などを通じて就労の一助となるよう相談援助を行います。また、就労経験の少ない母や、未就労の期間が長い母を対象に、週に1回ほどサロンを開催します。

(7) 食支援

エコライフ目黒とフードバンク目黒のご協力のもと、利用者・退所者・ひとり親学習支援参加世帯に、食材の配布を行います。

(8) 退所後のアフターケア

自立をして退所した利用者についても、相談、訪問など必要な支援を継続するとともに施設行事への参加を呼びかけます。なお、児童については、学習室利用、学習支援なども行います。

(9) みどりハイム便り

毎月1回発行し、月間予定や前月の行事などの報告、その他連絡事項の広報に努めます。

(10) 利用者懇談会

年2回程度開催し、利用者と職員はもとより、利用者同士の交流の機会とします。利用者、職員ともに自由に意見が言えるような雰囲気づくりに努めます。

(11) 地域への貢献

地域の要請に応じた柔軟なサービスとして、ひとり親家庭の児童の学習支援等を継続していきます。

また、施設機能を活かし、地域の子育て中の母親向けのイベントの開催や、地域のひとり親家庭の児童の放課後支援（みどりキッズクラブ）、母の居場所の提供、食支援を関係機関と協力して実施します。

5 行事・活動予定

児童・母親ともに楽しく交流、参加できるよう行事の目的、ねらいを明確に定め、充実した内容の行事を計画実施し、利用者支援に活かします。

(1) 季節行事

四季折々の行事を体験します。

(2) 全体行事

春の全体行事、納涼会、お楽しみ会など、母と子、職員が一緒になって行います。また、退所した利用者へも参加を呼びかけます。

(3) 児童活動

お泊り会、キャンプ、児童遠足、夏休み活動（工作・手作り料理の会）などの活動を行います。また、月に1回、子ども会議・夕食会を行います。

(4) 母親活動

母親と職員と一緒に学ぶ機会として、合同研修会を実施します。また、就労経験の少ない母や、未就労の期間が長い母を対象に、週に1回ほっとサロンを開催します。（再掲）

(5) 地域活動

地域の一員として、利用者・職員ともに参加可能な地域行事などに積極的に参加していきます。

<主な年間行事予定表>

月	内 容	対 象
4	進級・進学を祝う会 利用者懇談会（第1回）	小学生以上・キッズ 全利用者
5	スペシャル保育ルーム	未就学児
6	お泊り会	小学生以上・キッズ
7	(季)七夕飾り 納涼会	全利用者 全利用者・退所世帯
8	児童キャンプ 夏休み活動（工作/手作り料理）	小学生・退所児童 小学生以上・キッズ
9	町内会の祭り参加	全利用者
10	児童遠足 利用者懇談会（第2回） (季)ハロウィン	小学生以上 全利用者 全利用者
11	親子遠足	全利用者
12	お楽しみ会 大掃除・子ども忘年会	全利用者・退所世帯 小学生・キッズ
2	(季)節分	全利用者
3	(季)ひな祭り	全利用者

* (季) は季節行事

* キッズはみどりキッズクラブに参加している児童

第 18 西部包括支援センター

1 施設の概要

(1) 施設

事業所名	目黒区西部包括支援センター（事業所番号 1301000053）
所在地	目黒区柿の木坂 1-28-10
サービス提供地域	目黒区西部地区

(2) 職員体制

職種	資格	業務内容	正規	契約	計
管理者	主任介護支援専門員	管理統括	1		1
社会福祉士	社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談業務 ・介護予防マネジメント ・包括的・継続的マネジメント 	7		7
保健師等	保健師・看護師		3		3
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員		2(1)		2(1)
介護支援専門員	介護支援専門員		2	1	3

*（ ）は兼務者数

(3) 開設日・開設時間

開設日・開設時間	1) 地域包括支援センター 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後5時 2) 指定介護予防支援事業 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

2 事業所が大切にしている理念・方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として実施します。

3 令和6年度の重点的な取り組み

(1) 推進計画

第三次経営計画に掲げた推進計画の中から、次の項目に取り組みます。

①地域包括支援センターの機能強化に取り組みます

実施内容	方法
区の方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な実態把握業務（アウトリーチ）を実施し、民生児童委員をはじめとする各関係機関と連携し生活課題を抱える方々を広く把握し、迅速な支援を実施していきます。 ・伴走型支援を継続的に実施し行政、関係機

	関とも支援方法の検討や評価を定期的に行い、より効果的な相談支援体制を構築していく。
地域ケア会議の充実に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の多職種間が参加し、生活課題を抱えた方々が地域で在宅生活を継続していくための課題解決を図るという視点で、効果的な運営を行います。 ・地域の様々な団体や関係機関と連携し課題を整理した上で、新たな社会資源の開発に取り組みます。

②多くの方に利用される施設を目指します

実施内容	方法
誰もが気軽に相談し利用できる地域包括支援センターを目指し、取り組みを継続します	<ul style="list-style-type: none"> ・当センター独自のリーフレットを活用し機能と役割について解り易い説明を各関係機関・団体等に訪問配布し認知度向上に努めます。 ・当センター運営状況等についても適宜ホームページの更新を行うなど、情報発信を積極的に行います。 ・地域住民の最も身近な保健福祉の総合相談窓口として住民に寄り添った支援体制を継続します。 ・新たな居場所の創設に積極的に取り組み、地域活動に活用します。

③サービス向上のため職員の知識や技術を高めます

実施内容	方法
各職種に必要な研修の実施並びに研修を積極的に受講し、専門性の向上を図ります	外部研修(都・区・その他)、法人研修、所内職員向け研修と体系別に年間計画を設定し、専門職としての知識・技術を高めていきます。

(2) 事業の再受託

実施内容	方法
5年毎の事業委託の更新に係る公募への応募	目黒区の地域包括支援センター事業は、委託期間が5年となっており、令和6年度で期間が満了となります。次期の事業者選定は公募により行われるため、当センター事業の受託継続に向け、万全な準備を行い応募し、獲得を目指します。

4 サービス内容

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

- ・地域住民（高齢者、障害をもつ人、子ども、生活困窮者、在宅介護及び療養している方々など）が、住み慣れた地域で希望を持ち、その人らしい生活が継続できるよう、きめ細かな総合相談支援を行います。
- ・意思決定支援含めアセスメントに基づき適切な支援や関係機関及び各種社会保障制度の利用につなげる取り組みを行います。
- ・早期に地域住民の生活上の課題を発見するためにアウトリーチ支援を重点的に実施します。

② 権利擁護業務

- ・権利を擁護するため、関係者間での意思決定支援の共通理解を図り高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づく高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用及び消費者被害の防止などの業務を行います。
- ・地域住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携できるよう地域連携ネットワークづくりに努めます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・複合化した社会的ニーズや制度の狭間にあるニーズに対応するため、多職種の協働と関係機関との連携により、相談者個々の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施します。
- ・地域の介護支援専門員からの相談に対しての助言やコーチング支援の強化を図ります。
- ・包括ケアシステムの深化を促進するため、多職種間でネットワーク強化に必要な具体的事項について共に考え、実践するため、「多職種連携会議」を継続開催します。

④ 認知症支援に関する業務

- ・認知症総合支援事業を推進するにあたり、当センターにおいて認知症支援コーディネーターが中心となり、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターや地域の医療機関との連携を図り、認知症の相談対応と支援の強化に努めます。
- ・地区内の住区センターを活用する等、小規模で地域住民、医療、介護、一般企業を含めた多職種研修会を開催し、医療と介護の連携、「認知症の人とその家族」を地域で支える仕組みづくりと相談支援体制の充実を図っていきます。
- ・地域における認知症への理解の促進に向け認知症カフェ等の周知と認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぎ、支え合う体制づくりに努めます。

⑤ 地域ケア会議の充実

- ・専門職の多職種協働による検討をとおして、「個別課題の解決」「地域課題の発見」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」の機能

が、効果的かつ実効性をもつものとなるように努めます。

・区が主催する地域ケア推進会議へ協力します。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

・地域住民が在宅医療や介護で受けられるサービス内容や利用方法等について理解し自分自身や家族等に在宅医療や介護が必要となったときに、切れ目の無い在宅医療と介護や提供できる各種制度やサービスを適切に選択できるよう努めます。

・地域の在宅療養窓口である当センターの周知を図るとともに、地域住民、関係機関や各種団体を対象とした各研修会の開催に努めます。

・本人自身の意思決定を尊重した「人生会議(アドバンス・ケア・プランニング:ACP)の普及啓発、支援を必要とする方々の状況や場面に応じた医療と介護等をスムーズに提供する為、多職種連携の推進に努めます。

⑦ 生活支援サービス体制の整備

・介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業と介護保険外サービスを高齢者の生活課題に合わせて適切に組合せ、社会参加等への意欲低下防止に努めます。

・自立を保つためのサービスの柔軟な提供を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカーと協議体にメンバーとして参画し、地域状況の情報共有を図り生活支援サービス体制の整備に努めます。

(2) 介護予防ケアマネジメント

① 第1号介護予防支援事業

・軽度者を支える取組みとして、事業対象者に対し、適正な自立支援・介護予防・重度化防止につながる介護予防ケアマネジメントを提供します。

・介護予防マネジメントマニュアル及び関係法令を遵守するとともに、利用者の生活環境も含めた心身状況アセスメント力の強化を図っていきます。

(3) 一般介護予防事業及び任意事業

・高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、加齢による心身機能低下を予防し維持向上に取り組めます。

・区の各事業への参加勧奨と地域住民を対象とした介護予防教室の開催と普及啓発の為の講話、研修会の開催に努めます。

① 介護予防把握事業

・基本チェックリスト実施、アウトリーチ等効果的に把握した情報を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を早期に把握し、住民主体の介護予防活動等、適切なサービスにつなげていきます。

② 介護予防普及啓発業務

・地区内での講話や研修会開催の機会を設け、区民に対して介護予防(フレイル予防・健康寿命の延伸)の普及啓発を行っていきます。

(4) 介護保険認定申請等の受付業務

・窓口業務、総合相談業務と連携させて各種申請書の受付業務を行います。受付にあたり、各サービス内容を理解し利用者のニーズを的確に把握することにより、適正な

サービス提供に努めます。

(5) 高齢者の保健福祉サービス等の受付業務

・窓口業務、総合相談業務と連携させて、一人暮らし登録、訪問食事サービス・食事サービス、オムツ支給・代金申請（訪問調査、安否確認を含む）等の各種申請書の受付業務を行います。

(6) 障害者の福祉サービスの受付業務

・保健福祉サービス受付業務と連携させて、障害者福祉サービスの一部受付業務を行います。

(7) 保健福祉の総合相談支援の業務

・保健福祉に係わる多様な相談への一次的な対応や、複合的な問題を抱えるケースへの包括的な支援を図るため、すべての区民を対象として、高齢者、障害福祉、生活困窮、保健予防、子育て支援など各種関係機関と連携をもとに以下のとおり実施します。

① 総合案内

・住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応します。パンフレットなどによる一般的な情報提供や相談を受けてのサービス、制度の説明や担当所管窓口の紹介を行います。

② 総合相談支援

・高齢者を中心に子どもから障害をもつ人まで、支援を必要としている全ての区民に、必要ときに適切な支援が迅速に受けられるよう「断らない相談支援」を基本姿勢とし、行政、各種関係機関や団体との連携を強化し、総合相談支援業務に取り組み地域共生社会の実現に向け取り組んでいきます。

③ 地域のネットワークづくり

・対象別の各支援機関及び医療機関等と連携し、地域住民も含めた「地域での見守り」や「支え合い」自助、共助が促進するよう、環境作りを取組みます。また、各種関係機関、団体等の多職種連携会議を定期開催して、地域住民を地域で支える仕組みづくりを検討します。

(8) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防介護支援事業（居宅要支援被保険者に限る）

・要支援認定者（要支援1・2）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供します。
・指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援業務等一部（介護予防サービス計画等の作成）を介護予防サービス計画等作成委託契約に基づき委託します。

(9) その他

・日頃からの備えと業務継続に向けた取組について、当センターにて各ガイドラインに基づき作成した災害時対応BCP及び感染症対策BCPを活用し業務継続計画に基づいた対応に努めます。また、目黒区から示された次の項目に留意し事業を実施します。

① 公正・中立性の確保

・介護予防プラン及び予防給付ケアプラン作成にあたっては、特定の事業者へ誘導する

ことなく、利用者が最適なサービスを選択できるように、サービス事業者情報を幅広く収集し、偏りのないケアマネジメントを行います。また、予防プランを委託した場合においても、公平・中立性の観点から内容を確認し、委託先の事業者への指導・助言を行います。委託状況については毎月の月例報告にて区へ報告します。

② 個人情報及び特定個人情報の取扱い

「目黒区個人情報保護条例」「目黒区特定個人情報の保護に関する条例」「目黒区個人番号の利用に関する条例」遵守のほか、「個人情報保護に関する覚書」を取り交わし、仕様書における「地域包括支援センターにおける目黒区介護保険事務に係る特定個人情報の取扱いについて」を遵守します。

③ 地域包括支援センター運営連絡会

・包括支援センターの代表者は、区が開催する地域包括支援センター運営連絡会・所長会に出席します。また、区内の包括支援センターと共同で、相互間の連絡調整のために実務者連絡会を定期的で開催します。

委託業務実施に際して必要な事項は、別途、目黒区と協議し決定します。

5 事業の再受託に向けて新たな公募に向けて

目黒区の包括支援センターの委託期間（5年）が6年度で終了し、令和7年度からの委託先の選定をするため、令和6年度に公募が実施される予定です。

既に、当センターでは同公募に向け、目黒区における地域包括支援センターとしての重点的な取組とコンセプトについて、全職員に向けてアンケート（意見集約）を行うなど準備を開始しております。

6年度は、既に立ち上げたプロジェクトチームで準備を行い、公募に望む予定です。

以 上